

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜地域振興部、観光局、教育委員会＞

開催日時 平成29年3月15日（水） 10:02～14:46

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

森山 賀文 委員長

岡 史朗 副委員長

亀田 忠彦 委員

松本 宗弘 委員

田中 惟允 委員

西川 均 委員

清水 勉 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事

一松 総務部長

吉田 教育長

村田 地域振興部長

辻本 観光局長

山本 南部東部振興監

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○森山委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、西川委員は少しおくれるとの連絡を受けています。

では、日程に従い、地域振興部、観光局、教育委員会の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

では、ご発言願います。

○清水委員 地域振興部、観光局、教育委員会の順で、それぞれ一問一答でお願いいたします。

まず最初に、地域振興部の民俗博物館のあり方について、事務局から資料を配っていただきます。また地元の中野委員がいらっしゃるのに私が大和郡山市のお話をさせていただくのは、誠に申しわけないのですが、よろしく願います。

では、配付が終わったようですので、質問します。昨年9月の予算審査特別委員会の際に民俗博物館が非常に老朽化が進んでいるというお話をさせていただいて、早速「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の163ページに、民俗博物館のあり方検討会ということで、500万円の予算を計上をしていただきました。今お配りした写真3枚は、3月7日になるかと思えます。実はもっと撮っているのですが、その3枚の写真で大体のことがご理解いただけたと思います。

1枚目の写真ですが、一番公園の北側にある旧木村家の前に展示をされている杉皮でふいた屋根の展示ですが、現状、見ていただいたらすぐわかるように、もうほぼ機能していない。説明の資料にもなっていない状態が置かれたままになっている。

なおかつ、2枚目の写真を見ていただきますと、障子であったり、雨漏りが生じている状況が、明白にわかっていただけたと思います。

そして3枚目の写真ですが、これは園道の中の木の根が浮いてしまっています。ちょっとわかりづらいですが、強風があると、ひょっとすると倒れてしまうおそれもある状況で、もう少し文化財に対する保存の仕方、ありようが必要だと感じています。特に1枚目の写真については、ここは小学校3年生、4年生ぐらいのお子さんが社会見学、あるいは遠足等で非常に多くの方が1年を通して訪れます。果たしてこれを見たときにどう感じるか。やはり利用される側の目線に立った施設の管理が必要だと思っています。

現状について、私が質問をさせていただいて以降、修繕等を一部やっただけなのは承知をしているのですが、それでもなかなか、すぐに手だてができないもどかしさを感じるわけです。せつかく500万円の予算をつけていただいたので、今後の方針

について、まずお伺いします。

○谷垣文化資源活用課長 お答えします。

まちづくり推進局所管の大和民俗公園内に地域振興部所管の民俗博物館があることから、両者の今後のあり方については一体的に検討していく必要があると認識しています。

具体的には、平成29年度の予算計上をお願いしている公園等活用検討事業の2,765万8,000円の中に新規事業として民俗博物館のあり方検討の経費500万円を計上しています。まちづくり推進局において公園等利活用計画基本計画の中で、公園と博物館との連携、古民家の利活用、未利用地の活用についての検討をするのにあわせ、地域振興部がこれらの検討に参画することにより、博物館法に基づく博物館としてのあり方の観点を中心にメリット・デメリット、与件、課題整理、他県事例の収集などを行い、基本方針・計画の一体化を図っていきたいと考えております。

○清水委員 非常に財政上厳しい中で取り組みをしていただいているのはよくわかるのですが、なかなかこの広い園内の中で、なおかつこの古民家群を維持しようと思えば、相当の努力が必要だと思います。博物館の皆さんは日々管理をしていただいて、現地にも施設を管理するためのシルバー人材が何名か常駐をしていただいている。このことも承知をしているのですが、それでもなお手が届かない。そこを何とかしていかないと、せっかく公でつくった都市公園の施設ですので、何らかのほかの方策で、こういう仕掛けをすればもう少しよくなるということはお考えになっているのでしょうか。

○谷垣文化資源活用課長 お述べいただいている分や、先ほどの写真にありました分は、古民家の分だと思っておりますけれども、この古民家は15棟あり、そのうちの3棟が国の重要文化財、10棟が県の指定文化財となっています。これらの国指定、県指定を含む古民家の保全の必要性を県としても認識しており、毎年度これらの修繕費用として維持管理のための予算等を計上して、劣化部分の補修などを行っています。

具体的には、昨年度は広く寄附を募るクラウドファンディングを活用して古民家の障子の張りかえを実施しました。今年度は、古民家の土壁の修繕工事を実施するなど、それぞれ時々の必要性を検討しながら進めています。今後も専門家の意見なども聴取しながら、適切な維持管理を努めていきたいと考えています。

○清水委員 クラウドファンディングで幾らの寄附があったのか、それで修繕費用のどの程度が賅われているのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○谷垣文化資源活用課長 寄附は13万円余りです。それにより障子の張りかえをしまし

たが、それが昨年度でしたので、その後、また劣化している部分があると認識しております。

○清水委員 各市町村で先行してやられているところもありますけれど、クラウドファンディングという寄附の文化がなかなか根づかないのがこの日本の状況だと思います。

寄附をしていただいて、ここにこのように使います、維持をしますとやっても、今もご紹介いただいたように、13万円しか寄附をいただけない。それではできる範囲は本当に限られます。ここの場所でいろいろなイベントもされていますので、そのイベントを通じて地域の住民の皆さんと一緒にこの施設を守る。そのためには例えば障子やふすまの張りかえはみんなでしょう、材料の提供は県がしますとか、そういうことも含めて、今後検討していただきたいと思います。特にこの古民家群の移設をして、もしもその提供された皆さんがここに来て、どういう気持ちになられるのかも大事だと思いますので、ぜひともことし予算をつけていただいていますので、どういう方向性を持って今後、取り組んでいけるのか。また改めて報告をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

次に、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の112ページで、NHKの大河ドラマの誘致事業として1,000万円、あっ、100万円ですか、済みません、単位読み間違えました。2020年に向けて大河ドラマ誘致ということで、現状、考えられているその中身についてお教えをいただけたらと思います。

○谷垣文化資源活用課長 2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、古代奈良を舞台に日本の始まりをテーマにした大河ドラマで国内はもとより世界へ情報発信し、アピールをするため、大河ドラマを制作していただけるよう平成26年からNHKへ陳情、要望活動をしているところです。

予算額の100万円の内容については、要望活動のためのパンフレット制作費や、その要望に行くための事務費になっています。要望時の感触として、ドラマとして過去に、古代を扱った例がないためクリアしなければならない課題はありますが、コンテンツとしてはおもしろいとNHKサイドの心証を得ているところです。来年度も引き続き、大河ドラマ誘致の実現に向けて要望活動を実施していきたいと考えています。

また、この誘致が成功した暁には、記紀・万葉プロジェクトや聖徳太子プロジェクトで進めている現場で歴史を味わい楽しむ仕組みづくりやイベントなどと結びつけた事業展開を行っていききたいと考えています。

○清水委員 パンフレットをいただいたのですけれども、内容を見ていますと、500年

代から700年代ぐらい、その時期の古代奈良を彩る歴史の中心人物が紹介されています。古代奈良という考え方がいいのかどうかはわかりませんが、まずはNHKの大河ドラマに登場するその舞台になりますと、非常に多くの観光客の誘致が見込めるのは、よその事例でもまさにそのとおりですので、特段この2020年に限らずとも、逆に辛抱強く大河ドラマを誘致をするという仕組みづくりも私は必要ではないのかという気がしますけれども、その辺はどうなのですか。

○谷垣文化資源活用課長 当然そういう情報発信をすることを誘客促進にも結びつけていきたいと考えています。

○清水委員 お伺いしたところ、このパンフレットの制作部数も、そんなに多くはつくられていない。なおかつ先ほど私は、わざと読み間違いましたけれど、100万円の予算でどこまでできるのかがあるわけですが、本気になってNHKを誘致しようと思えば、やはり相当な覚悟も必要ですし、予算どりも必要だという気はするのですが、単純にこのパンフレットを市中で配って皆さんに見ていただけるか。NHKの方も見ていただいて、これがいいのか。来年度は、これにしようというような大河ドラマの制作までたどり着くかどうかは疑問だという気はしています。お金をかければ誘致が可能ということでもないと思いますので、奈良県内には非常に有名な学者もいらっしゃいますし、作家もいらっしゃいます。映像監督の方もいらっしゃいます。いろいろな人のつながりを、ぜひともご利用いただいて、成功に導いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、(仮称)国際芸術家村ですが、これのホテルの運営及び貸し付けの基本的な情報についてお尋ねをしたいのですが、基本、民設民営というご説明をされていますけれども、このコンセプトの中身について再度説明をお願いします。

○山下地域振興部次長(企画管理室長事務取扱) (仮称)国際芸術家村におけるその民設民営ホテルの考え方です。(仮称)国際芸術家村については、文化財の修復、保存等を中心とした複合拠点施設であるということは再三ご説明しておりますけれども、そこに足を運んでいただいた方により滞在時間をふやしていただくといったコンセプトの中で、国際芸術家村と、民設民営のホテルの整備を一体的に進めていきたいと考えています。

○清水委員 今回、予算も上がって、取得総額が約5億数千万円。取得額はそれでわかるわけですから、この今回取得する部分についてはホテル部分の用地費用も含まれているのですか。

○山下地域振興部次長(企画管理室長事務取扱) 委員がお述べのように、ホテルの用地

の部分も含めて買収をさせていただきたいと、今回上げさせていただいております。

○清水委員 そうしますと、民設民営でホテルをつくられるということは理解はできるのですけれども、問題は現地が市街化調整区域であること、都市部の中にはない、若干高台にある、利便性が高い場所でもないわけです。現状は公共交通もすぐ近くを通っていない中で、この施設をつくったときの地元の皆さん、あるいは研究者の皆さん、もしくは学者の皆さん、その方々の公共交通の確保はどうか。もう1点は地元の天理市が恐らく地区計画をされると思いますので、その地区計画の中身との整合性は、特にそのホテルは民設で民営にしようと思っても、市街化調整区域にホテルは建てられませんので、法律的なことも排除して、なおかつそこにホテルを設置しないといけない理由ですね。その観光客の呼び込むとか、利用者の宿泊用ということ想定されていると思うのですが、その2点について再度ご説明をお願いします。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 清水委員から、2点、その市街化調整区域内でのホテルの考え方、それから（仮称）国際芸術家村にホテルを設置する考え方ということです。まず前段の市街化調整区域内の話については、委員お述べのとおり、天理市で地区計画を策定して、現在、まずは縦覧をして、一旦意見集約をした上で、再度の縦覧に向けて準備をしていただいているところで、その市街化調整区域内に関しては、地元天理市がそのホテルを含めて（仮称）国際芸術家村の整備を考えていますので、住民の方々にも地区計画の縦覧を行っていこうという考え方です。

ホテルそのものを誘致していく考え方ですが、清水委員もお述べのように、全体的な観光、周遊していただいた中で、そこでお泊まりいただく、奈良県の魅力を来訪者に存分に堪能していただくためには、一定の滞在時間が必ず必要であろうという考え方の中で、あのエリアは当然のことながら、まだまだホテルも少ない状況にあるので、その複合施設である、（仮称）国際芸術家村と一体的に整えていきたいという考え方です。

移動手段も天理市で公共交通、これはバスの計画ですが、コミュニティーバスや奈良交通に働きかけて停留所を設置していただく考え方を示していくということもありますが、開村までにはバス路線のあり方を整えていこうと考えていただいていますので、県としても一緒に考えていけたらと思っています。

○清水委員 天理市の地区計画の中身を、詳しく知りませんが、この一部分だけ地区計画をしても、なかなかその人の誘導には厳しいものがある気はします。前回は質問させていただいていますけれども、市街化区域の中の商業区域であっても、商業として利用さ

れる利用率は30%にしかっていない奈良県の状況です。それで、天理市が頑張っていることは存じ上げているのですが、ここにホテルを誘致して、一番の心配事は、例えば誘致をしたホテルが途中でバンザイをしないのかが危惧されるわけです。

一つ確認をしておきたいのですが、当然そのホテル誘致に当たっていろいろな条件設定をされると思いますけれども、先ほど申し上げたように、まずは土地の取得価格がはっきりわかっていますので、それに基づいて、奈良県公有財産規則の中で普通財産の貸し付けの条項が定められています。これに基づいて基本的には算定をされるという理解でいいかどうか、よろしくをお願いします。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 清水委員がご指摘のとおり、奈良県公有財産規則の中で普通財産の貸し付けという規定がありますので、それに基づいて貸付料を算定していくべく進めていきたいと考えています。

○清水委員 条件設定についてはこれからお考えになると思うのですが、特にこの普通財産の貸し付けの期間であったり、第15条の貸し付けの基本原則ですね、算定のもと、これらについては何年にするのか、それと借地借家法によって内容を選定するのも含めて、いろいろ基本設定を定めるに当たってかなりハードルが高いような気がします。

土地だけのことでですからそんなに借地料が大きくなるとは思いませんが、事業者はそのものを建てれば、当然民間ですから、今度は、固定資産税を天理市に支払いをしないといけないのです。なおかつ借地料を奈良県に支払いをされ、それで営業する。営業して、先ほども言いましたけれど、心配事は、利益につながらないとき、もしも例えば途中で営業を中止されるという場合があったときに、どういう手続で次を公募されるのか。もしくは通常の定借物件であれば解体まで義務づけるわけです。解体までを義務づける。今でも大阪でもいろいろ問題になっていますけれども、そういうハードルの高い設定で、本当に事業者が現地の誘客が何人あるのか私はわかりません。今どれぐらいのマーケティングをされているのかわからないのですけれども、心配事ばかりが頭に浮かんでくる中で、確実にその営業が可能だという根拠は何なのか。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） この国際芸術家村のプロジェクトは、部局横断的なプロジェクトとして庁内でいろいろな検討を進めておりますが、まさしくそのホテルの誘致に関しては、産業・雇用振興部で今年度についても国際芸術家村の基本計画レベルですが、いろいろなホテル事業者に、こういったものをつくったときに、そこでその営業を進めていきたいかという意向ではないですけれども、こういった条件設定の中

で公募をやっていけば出てこれるのかというヒアリング調査も実施しています。次年度、産業・雇用振興部でホテルの誘致のあり方に関する調査の予算を今回上程させていただいておりますので、そこでも充実させながら、公募を前提に、応募していただける条件設定をしっかりと考えていきたいということと、清水委員がご懸念の途中で営業を中止するというのですが、これは現段階では誠に申しわけないのですが、途中でそういうことにならないように、事業をすばらしいものにしていきたいという考え方以上のものはありません。

○清水委員 当然、意気込みを持って、無駄なものをつくることはないという、それは当たり前のことなので、もしもそうなったらどうするのかを今から心配しても仕方がないのではないかというお話もありますけれども、いろいろなパターンを想定しておく。特に税を投資して人を呼び込む施策ですから、もしものときはどうするのかということをお考えおかないと、住民に対しては不親切かという気はします。

特に公務員の仕事は最小の経費で最大の効果を求めるわけですから、そこが緩いと、一体10年後、では誰が責任とるのかと言われても、誰もいないではないですか。長期間のスパンでやる仕事は、まさにそういうところにあると思うのです。それで負のものができたときにどういう対処をするのかということも含めて、現在検討すべきだと思いますので、産業・雇用振興部でも聞きましたけれど、今後いろいろな条件設定をされる中で、そういう懸念が生じないように、ぜひとも努力していただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

次に、観光局にまず1点、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の51ページに、外国人観光客の県内周遊と滞在を促進するために実施する市町村等による先駆的取り組みに支援として、1,000万円を計上されています。この先駆的な取り組みは具体的にどういうことをあらわしているのか。それと、市町村等によるの等はどこを示すのか。この2点、まず説明をお願いします。

○中西ならの観光力向上課長 新規事業の外国人観光客県内周遊滞在促進事業についてのご質問です。

近年、外国人観光客も大変ふえています。国も挙げてふやしていくということで、奈良県においてもやはり大変多くなっておりますが、その外国人観光客の多くは奈良公園周辺にとどまっており、なかなか奈良市以外の周遊や滞在に十分につながないのが現状です。

県内には我が国を代表する歴史文化資源が数多く存在しますので、これを他の観光地と

差別化を図った魅力あるコンテンツに磨き上げたいということです。それは課題で、いわゆるインバウンドの恩恵を受ける地域にある県が率先して取り組みを支援するということです。

具体的には、これから細かい部分は詰めますけれども、まずは外国人のための案内サイン整備などの、受け入れ環境の整備をしっかりとやっていただきたいという部分があります。それとともに、やはり実際に来ていただくための仕組みづくり、例えば体験のメニューや旅行商品をつくることを具体的に進めていきたいと考えています。

また、市町村等というところですが、いわゆる例えば複数の市町村で組織する協議会や、必要なサービスを提供する事業者で構成する団体、例えば観光協会や商工会などを想定しています。

○清水委員 最初のその先駆的な取り組みというところが今のご答弁であれば、どこでもやっているような気がするのですが、この先駆的な内容を、誰が審査して、誰が認めるのですか。

○中西ならの観光力向上課長 具体性が欠けていて申しわけありません。例えば、歴史文化を紹介しているパンフレットも、単にその何かということではなくて、外国人目線で外国人に伝わる、外国人が行ってみたいという内容をしっかりしていただきたいことであるとか、さっき言った多言語化でも実際にきれいな写真を使ったり、私どもは今回いろいろ県内でもやっておりますが、外国人に伝わる、本当にその魅力が伝わるものをしっかりつくっていただきたいということがメインです。

また、審査に当たっては、基本的には私ども観光局の中で審査をさせていただきたいと考えています。

○清水委員 予算も1,000万円で、そんなに目くじらを立てることはないと思うのですが、要は、本当にそれが先駆的であって、こういう事例をやれば観光客の誘導につながるというところが一番ネックだと思うのです。よそもやっていることをやっても多分一緒だと思うのです。差別化があまりできない。

今、ならの観光力向上課長がおっしゃったように、奈良市内、観光客の方は足元が一番しっかりしていて、公共交通が便利で訪れやすい、まずそれが大事です。なおかつ奈良に泊まっただけでない今のこの状況があるわけですから、夕方以降になったら大阪、京都に帰られる。そのスパンをもう少し広げるために、ではここへ1泊しに行こうという、例えば吉野に1泊しに行こうとか、洞川に1泊しに行こうというところをどのように発信す

るかだと思えます。

もう少し、これはすごいという情報発信をすれば、外国人って幅が広いではないですか。日本人以外は全部外国人です。75億人いるうちの74億人近くは外国人ではないですか。ですから、どこをターゲットに絞るのかをきちんとしないと、ぼやけたものがつくられてしまう気がします。もう少し明確に、例えば東南アジアの方であったり、ヨーロッパの方であったり、どこに向けて情報を発信するのかをきちんと検討していただきたいと思えます。今後注目させていただきますので、よろしくお願いします。

次に、常々申し上げます奈良大立山まつりですけれども、ことは予算1億2,000万円ということで、大分減りましたが、まずこの1回目、2回目で反省していただいている点、知事もこの前代表質問でもおっしゃっていましたがけれども、1億2,000万円に対する事業効果は、きちんと検証しなければならない。なおかつ今、県の施設もちょうど大宮通りから建築中で、工事中です。非常にマイナス面が多い中で開催する祭りであることは間違いないわけです。そこを、ことし1億2,000万円かけてどこを改善して、どういうメリットを求めて再度やるのかを改めてお伺いをしたいのですけれども、ここは中西観光局理事によりしくお願いします。

○中西観光局理事 清水委員のご質問で、やはり1年目、2年目となかなか思ったほど人がふえてない中で、費用対効果については次の議会までに私どもで一度効果検証はさせていただくことでお約束はさせていただいていますので、大まかな形では出させていただきますと思っています。

ただ、今、人が伸びていない中で、よい結果が出るとは思っていません。逆に、清水委員の質問の中にもありましたように、何のためにこれをやるのかということですが、私も、奈良県内に多くの伝統芸能、伝統行事があります。これを平城宮跡という場所で、奈良県は祈りの発祥の地だということで、春を迎える県民の幸せを願って、みんなで奈良県の古い歴史に基づいた祈りをそこでささげて、地域活性化につなげたいというのがそもそもの狙いです。地域活性化及び観光宿泊客の誘客です。その原点に再度戻って、今、市町村の方々からいろいろな意見を聞いています。

地域活性化については、どの市町村もご理解はいただいていると思えます。ただその成果がまだうまく見えていない部分については我々もいろいろ、反省をしながら検討しているところです。来年に向けては、もっともっと伝統行事が奈良にたくさんあるのだということをしっかりわかっただくとともに、観光客が倍増するように、一生懸命考えてい

るところです。

○清水委員 応援したいのはやまやまなのですが、なかなか頑張っというまでいけないのが非常に悔しいのです。知事も代表質問のご答弁で、場所や日程の変更、日程短縮や公共交通の確保など、努力できる部分については考えますというご答弁をいただいて、何とかこれからもこの祭りは伸びていくという思いをお持ちなのはよくわかるのです。

ただ、あの広大な屋外で、なおかつ暗い。そこに延べ数万人、1日最大今まで1万5,000人ですから、1万5,000人の方があそこに来られて本当に楽しんでおられるかどうかということも一つですけれども、先ほども言いましたように、あの広大な場所で、暗くて寒くて、条件がめちゃくちゃ悪いわけです。

そこで、例えば開催期間を今度3日に減らしたとしましょう。山焼きの日に照準を当てて3日間にしたとして、その日が晴れると誰が予想できるのですか。1回目の雨みたいに、あのような大雨も冬場には起きるわけですから、山焼きの日が大雨であれば誰も来ないです。なおかつ39市町村の皆さんは、あったかもんの料理のご用意をされて、観光客の皆さんへの接待を考えられる。でも雨が降ったら、準備されたもの、みんなそのごみの処理をしないとイケない。そういうマイナス面が非常に多く考えられる設定の祭りなのです。

ですので、後戻りをするのではないですけど、一旦、立ちどまることは大事だと思います。1億2,000万円といえば、すごいお金なのです。ですから、県民の皆さんが本当に喜んでいただける祭りにするためには、再度中身を検証したほうがいいですし、場所を平城宮跡にこだわる必要はないという気もしますので、今後どのように、6月にお答えをいただくということですので、改めて6月の定例会でまたお話をしたいと思います。引き続き注視をしております。この件は以上です。

最後に教育委員会に質問です。義務教育学校制度が制度化され、現在、五條市と王寺町で義務教育学校についてご検討されているということですが、住民の皆さんが、いろいろな不安をお持ちなので、この制度そのものについて、必ず学校統合、一つの建物の中で小学校1年生から中学校3年生までが学ばないといけないのか。もしくは今のままの校舎を利用して分舎制度で学校の先生だけが交流するやり方があることも存じ上げているのですが、住民の皆さんは、逆に、全部一つになるイメージをお持ちなので、再確認をしたいと思います。よろしく願います。

○深田学校教育課長 小中一貫教育の制度にかかわってのご質問です。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成27年6月に公布され、同年7月30日付で

小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律についてが文部科学省から通知されました。この改正により、平成28年4月1日より現行の小・中学校に加えて、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校種、一つの学校として設置できるようになりました。

あわせて、組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態として、同じ市町村内に設置する併設型の小・中学校、また市町村を越えて組合立でつくる連携型小・中学校の設置ができることとなりました。いずれの学校も施設一体または分離のどちらの施設形態でも設置可能になっているところです。

○清水委員 ということは、現状のままでもこの小中一貫教育制度は可能だということですね。なおかつ小学校で、子どもたちが減っているところについては組合立で、行政界を越えた設定も制度としては可能だということですね、わかりました。

その中で、当然この中学校の先生が小学校の子どもたちを見る、小学校の先生が中学校にかかわっていくことになると思いますので、具体的な例を出して悪いですけど、現在計画されているのが五條市と王寺町だったので、五條市と王寺町において、それぞれの資格をお持ちの先生は充足しているのかどうか、まずお伺いします。

○塩見教職員課長 ご質問は小学校、中学校の免許の保有の件かと思いますが、五條市と王寺町それぞれについて個別にはデータがありませんのでわかりませんが、平成28年4月1日から教育職員免許法第3条により、義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならなくなっています。ただし同法の附則第20項において、小学校の教諭の免許状または中学校の教諭の免許状を有する者は当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程または後期課程の教諭または講師となることができるとされています。

本県の状況ですが、小学校の教員が中学校の教員免許を所有している場合と、それから中学校の教員が小学校の教員免許を所有している場合とを合わせて、全体の42.2%の教員が小・中学校の両方の免許を所有している状況です。

○清水委員 当分の間ということは、何年という設定はないですが、恐らく開設までにはその比率を上げる努力をされる期待感もあるのですけれど、42.2%ということは、例えば中学校の先生が小学校に行って教えるのは多分高学年だけだと思います。小学校の先生も高学年の先生が中学校の1年生に向けて相互交流をするというイメージですけど、それは間違いないのですか。

○塩見教職員課長 清水委員がお述べのとおりです。

○清水委員 わかりました。特に住民の皆さんが心配されているのは、早い期間に統合されて、古い学校は統合された後は残らない、もしくは学校が撤去されるまで想像力を働かせておられる方がいらっしゃいます。最終的にはそうなるかもしれませんが、恐らく普通で考えれば、一旦、この連携型をやって、そこから最終的にはこの義務教育学校の一つの建物というイメージを持つのですけれど、そうでない方もいらっしゃいますので、保護者の方並びにその住民の皆さんにもう少しこの制度の理解をしていただくように、ぜひとも現場でもお話をさせていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それと、昨年、奈良県教育振興大綱で平均値を目指している中で、実学教育もう少しお金が必要ではないかというお話をしました。今回、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の35ページで、御所実業高等学校にCNC旋盤を入れるということで、1,100万円を計上していただいている。このことについては本当に喜ばしいことだと思うのですけれども、実学教育をするためにはかなり高額な備品がそれぞれの学校にあります。

私は、実態も見てきたのですけれど、教えている電気科あるいは機械科の先生は、基礎知識として、古い機械を子どもたちが知っておくのも必要ですというお話をされていましたが、でも世の中に出たときは古いものはありません。最新のものしか会社では扱わないのです。ですので、このCNCもそうなのですが、NC旋盤、CNC旋盤とありますけれど、一番新しいものがあるほうが生徒さんにとっては絶対プラスだと思います。そのようなことから、この1,100万円を、今上げていただいているのは1校だけですが、実学教育のその備品を更新する、ぜひとも備品更新計画が必要だと前も申し上げたとおりですが、その件について今後どう考えられるのか、ご答弁いただきたいと思います。

○深田学校教育課長 実業高等学校の実習備品の整備のご質問です。

委員がお述べのとおり、平成29年度当初予算案では工業高等学校等備品整備事業として、御所実業高等学校に1,100万円のCNC旋盤を整備させていただくこととしています。この機械は導入後28年を経過しており、実習に支障を来すため、今回整備をお願いするものです。

今後の更新については、御所実業高等学校だけでなく、例えば王寺工業高等学校の6尺旋盤やマシニングセンタなど老朽化が進んでいる備品があることから、各校へのヒアリングを通して更新機器リストを作成しており、これらをもとに順次更新を進めていきたいと考えています。今後も産業界からのご協力も得ながら、生徒が社会に出たときに即戦力と

なれる教育を行うための機器整備を推進していきたいと考えています。

また、このほかICT教育環境整備事業においても専門高校の実習に必要なICT機器の整備を行っています。今年度も普通科高等学校のほか王寺工業高等学校、奈良朱雀高等学校、磯城野高等学校、奈良情報商業高等学校において最新の機器に更新を行いました。特にこのICT機器については技術の進歩が著しく、より早いサイクルでの更新が必要となることから、現在5年をサイクルとして全校の機器を更新する計画をもとに整備を進めているところです。以上です。

○清水委員 工業高校の実態として、今、学校教育課長がおっしゃったとおりだと思います。なおかつ県内には非常に有名な機械を製造されている会社もありますので、その会社から学校に寄贈されていることもよく存じ上げているのですけれども、そこばかりに頼るわけにもいきません。逆にその実学教育は外に出させていただいて、今一番新しいものに触れていくことが大事だと思いますので、今もやられているのですけれども、インターンシップをもう少し進化させるというのか、1課程だけでなく、1つの会社だけでなく複数の会社に行っていただいて、よりよい生徒を育てていく取り組みもしていただきたいと思いますので、ぜひともご検討いただきたいと思います。

最後に、せんだって私立高校の授業料無償化についての請願が採択をされました。この件について、現在、検討されている途中だと思うのですけれども、現状でお話しできる内容で結構ですので、まず報告をしていただきたいと思います。

○川上教育振興課長 今、清水委員からお話がありましたように、前回の平成28年12月議会において、高等学校等の無償化に関する請願が採択されており、県としても重要課題に位置づけ、その対応について検討を進めているところです。

採択された請願の願意が、大阪府と同等の無償化ということでしたので、まずは大阪府が実施している制度の詳細や、またその影響などについて調査、確認等を進めているところです。また、本県の状況ですが、県としては、私立学校に通っておられる生徒への支援としては、今、請願でも上がっている、その授業料に対する支援、いわゆる生徒といえますか、ご家庭に対する直接的な支援だけではなく、間接的な支援として、学校法人に対する教育経常費補助金のこの2本立てで実施していると認識しています。ご家庭の負担軽減と、教育経常費の目指している教育の質の維持、向上という、この2本立てで実施しているということなので、この両方の制度をどのように設定していけばいいのかの検討も必要と考えています。

加えて、調べたところ、大阪府の授業料徴収については、大阪府の私学に対しては補助の条件として、授業料の上限設定、いわゆるキャップ制と呼ばれているのですが、このキャップ制を設けておられ、それを上回る授業料については各私立学校が負担をされている状況ですので、本県にキャップ制を導入した場合、教育の質や、私学への経営にどのような影響があるのか、また募集人員の考え方や保有施設の状況など、県内私立学校の実態などについても調査をし、今後、有識者や関係者の意見聴取も行った上で考えたいと考えています。まずは本県としてどのような制度がいいのかをしっかりと考えていきたいという状況です。

○清水委員 よくわかりました。ありがとうございます。ぜひとも早く、まずは方向性を出していただいて、奈良県として望める一定範囲のことがあると思いますので、そこについての結果報告をいただきたいと思います。

それぞれご答弁いただきありがとうございます。以上です。

○谷垣文化資源活用課長 委員長、訂正の発言のお許しをお願いします。文化資源活用課です。

○森山委員長 はい。

○谷垣文化資源活用課長 先ほどの民俗博物館のご質問に対するお答えの中で申し上げたクラウドファンディングの金額について、13万円余りと申し上げましたが、正しくは17万2,000円でしたので、おわびをして訂正します。申しわけありませんでした。

○森山委員長 わかりました。

それでは、次に、質疑はありませんか。

○粒谷委員 2点お伺いします。

1点は、清水委員からもありました奈良大立山まつりについてです。今の答弁の中で、奈良大立山まつりの目的は伝統芸能文化を地域活性化にするというご答弁でしたけれども、私自身は、オフシーズンの観光をどうするかということであって、この私の考えは違うのかどうかを確認したいのです。

○中西観光局理事 委員からのご質問にお答えします。

先ほど私が地域活性化と、宿泊誘客ということをぼそぼそと言ったのかもわかりません。要は二本柱で、どちらを先に言ったかで多分誤解を生じたのかと思いますけれども、オフシーズンの観光誘客、そして地域の活性化というこの二本柱で考えています。

○粒谷委員 一昨年の9月で補正予算で、2億円を計上されました。当時、ちょうど2年

前の今ごろは中国や、あるいは観光を含めた外国人の観光客が急激にふえました。オフシーズンを含めて今のような伝統芸能を発展するという事は、当初予算で計上するのが本来だと思うのです。この9月補正予算で2億円も計上されたのは、いかにその外国人の皆さん方を早く奈良県に来ていただくかという思いがあったと思うのです。ですから、多分あのときは非常にタイトなスケジュールでこの事業をやられたと思うのです。たしか本会議が終わった後で、すぐに実行委員会を開催されて、私も行ったことがあります。

かなり窮屈だと思ったけれども、ただ、予算を9月に計上しないと去年の事業に間に合わない。本来ですと、去年の予算に計上すれば、ことしは1回目になるわけです。やはり私はスピーディーな対応ということで評価したのです。多くの観光客がお越しになる。早く奈良県に来ていただきたいということで、あくまでも目的は観光客を奈良県に誘客したい、これが一番の目的だと思うのです。そういう意味で、去年はいろいろと時間的な問題もあり、反省材料が非常にたくさんあったと思います。

そこで、先ほど費用対効果については6月までにご報告いただくということですから、それはそれでまた評価するのですけれども、ことしも私も初日行きました。いろいろと去年の反省を重々に踏まえていないという部分はたくさんありました。本当にこのあったかもんの部分についても不満もありましたし、特に2,500円という有料の特別席は、私も4人分、1万円を払ったのですけれども、これははっきり言ってぼったくりです。正直言って、あれはだめです。有料で2,500円を払った人は、かなり不満があります。これは、大いに考えていただきたいと思います。

それと、なら燈花会やなら瑠璃絵とは、まちづくり推進局で所管が違いますけれども、どうしても対比しなければならないと思うのです。このなら瑠璃絵となら燈花会は、基本的にはボトムアップしてきた形のイベントです。市民参加型のイベントだと思うのです。今回のこの奈良大立山まつりは、いわゆる行政側のトップダウン的な手法だと思うのです。そういう意味で、このなら瑠璃絵にしても、なら燈花会にしても、かなりの長い期間を通してある程度の成果が出てきています。このなら燈花会については、90万人ぐらいの方が今、お越しになっていると。もちろんこれは奈良大立山まつりとは場所も違い、期間も違いますけれども、しかしながら、やはりある程度のスパンがかかってこそ初めて定着してきたものだと思うのです。このなら瑠璃絵についても、大変寒い期間で7日間といえども、これも38万人ぐらいお越しになっているということで、やはり何年か積み上げた中での成果だと思うのです。

ただ、基本的にはやはりこのイベントは市民参加型のイベントなのです。今回大きく違うのは、県主体の奈良大立山まつりということになりますので、その点で、今後やっていくとすれば、やはり市民ももっと参加をしていただく。そして各自治体、39市町村ももっともって協力していただく体制が必要だと思うのですが、どうなのでしょうか。

○中西観光局理事 委員がお述べのとおりだと思います。なら燈花会、なら瑠璃絵に関しましても、やはり1年目、2年目は非常に厳しい時期を迎えており、特になら瑠璃絵は、私はまちづくり推進局も兼務しておりますので、なら燈花会の市民の方々に5年がかりでお願いをし、冬のオフシーズン対策としてなら燈花会のようなものをしていただけないかということをお願いをして、やっとしんどいけれどもやってあげようという声がたくさんあってスタートした。そして1年目は非常にあちこちから、やめたらいいのではないかとと言われて、我々も一緒に涙を流した悔しさをなら瑠璃絵に関しても思っています。

本来であればこの奈良大立山まつりも委員がお述べのように、市民主導といいますが、市民主導でやれば一番いいとは我々も思いとしてはあるのですが、現在、このイベント、なら燈花会、なら瑠璃絵をやっている市民、県民の方も、かなり重複している方が多くおられて、この2本以外にもう1本、奈良大立山まつりに直接主としてかかわるのは非常に厳しいという部分もあって、現在、我々が、行政主導でやらせていただいています。

ただ、さっき2,500円はぼったくりではないかということについては、ぼったくりかなという気もするぐらい反省しており、来年に向けて当然考えていかなければならないのですが、早速反省会をして、なら燈花会、なら瑠璃絵の主たるメンバーにも相談をし、同じように何を改正、改善していかないといけないのかということも今、真摯に指摘を受けながら、相談に乗っていただいているところです。

来年とは言いませんが、もともと厳しいときに厳しい場所でやらざるを得ない、逼迫した今の観光の状況、どんどんよそがいろいろとされている中で、奈良県だけがというわけにはいかないのと、今旬だという外国人を含めての中で仕掛けたことですし、全く手応えはないとは思っておりませんので、改善するところはしっかり改善して、3年目ですぐに万々歳の効果が出ればいいとは思いますが、まずはなら燈花会もなら瑠璃絵も大体3年目から4年目でボトムアップしたという部分がありますので、そういうこともしっかり頭に入れながら頑張っていきたいと思えます。以上です。

○粒谷委員 答弁の中で、やらざるを得ないというような言葉を言われると、それだった

らやめたらいいのではないかととなります。そんなこと言ったらだめです。やらされているような感じがします。

やはり知事が、奈良県の観光をどうしたらいいのかということで、私は、予算要望で何回も知事と上京しました。一生懸命プレゼンをされているのです。多分、この冬のオフシーズンに何とかという思いで、私も知事もかなりアイデアでは同じだったと思うのです。それをあなた方がやらざるを得ないというのは、知事にやらされているという思いだったら、もうそれははっきり言ってこれはやめたほうがいいです。

○中西観光局理事 私が先ほど言いましたそのやらざるを得ないというのは、今の状況が、今やるべきだという旬の状況だという意味のやらざるを得ないで、決して、やらされているという、我々はまだまだやるのがたくさんあるという認識のもとに頑張らせていただいていますので、私の言い方が誤解を招いたことをお詫びします。

○粒谷委員 知事は先般のこの問題の答弁で、職員はほんとうによくやってくれていると、寒い中で頑張ってくれていると評価されているのです。その思いを本当に持っていただかないと、こんな事業なんて、本当に知事の期待に応えられないです。

私も、今おっしゃったように、なら瑠璃絵についてもなら燈花会についても、初め厳しいとおっしゃったけれど、しかしながら、現実的にはなら瑠璃絵の初年度は27万人来ているのです。それと、なら燈花会も、これは10日間ですけれど、17万人お越しになっているのです。費用は全然今の奈良大立山まつりとは比べ物にならないような費用です。これは市民の皆さん方が、奈良県にお客さんに来ていただきたいという熱意なのです。そうすれば、やる側が熱意を持ってやらないと、こんな祭りというのは、はっきり言ってあほにならないとできません。だから、特に3年目の来年は正念場です。ことしのような結果だったら来年、どうなのかという思いは出てきます。これはもう腹をくくって来年やっていただきたいと思います。

初日に私、行きました。町村長も何人か来られていましたけれど、本来なら初日に全部の市町村長が来ていただいて、みんなで盛り上げる。特にこの39市町村の中では商工会や商工会議所などいろいろな団体があります。地域の皆さん方のいろいろなオリジナル性があります。それをもっともっと掘り起こして参加していただいて、こんなの県がやるものではなく、県と市町村がタッグを組んでやるべきものでしょう。もっと皆さん方に来ていただいて、一緒になってやっていかないと、祭りは、やはり数の力です。

言葉にちょっと語弊があったかもしれないけれど、知事の思いは私、常によく東京に行

ったときに思うのです。何とかしてという思いがあるので、その期待にみんなでお返し
しょう。それだけは私からもお願いしておきます。

それと、教育委員会にお伺いしたいのですけれども、空調設備について、先般も代表質
問があったと思うのですけれども、以前から疑問に感じているのが、この空調設備とい
うのは必要なものかどうかを確認したいのです。

○香河学校支援課長 県立高等学校の空調設備についてです。これについては、平成27
年度にモデル校として5校を指定して、エアコンを設置しました。今年度についてはこれ
らの5校のモデル校での効果検証を行い、その結果、暑さにより体調不良を訴える生徒が
半減したことのほか、生徒の学習意欲が増し、授業への集中力が高まるなど、健康面や学
習面での効果が確認できたところではあります。この結果を踏まえ、今議会において新た
に4校の設計を実施しました。うち1校については工事を施工するための予算案を上程し
たところではあります。

○粒谷委員 この空調については、以前にPTAの方がやむなく設置されたこと。これも、
本来は、県有財産にこういう施設をつくるのが本当にいいのかと思うのです。しかしな
がら、PTAとすれば、やむを得ずつくられたのです。設置されて、そしてランニングコ
ストも払っておられるのです。今おっしゃったように、去年テストケースをしたこと。モ
デルケースをやったこと。効果があったというのであれば、ことし残っている全校をなぜ
やらないのですか。

○香河学校支援課長 来年度予算について、空調の未設置の学校の中にまだ耐震工事や大
規模改修工事の実施を予定をしている学校も含まれています。平成29年度はそういった
大規模工事の予定のない学校からまず設置をしたいということで、4校の設計を計上させ
ていただいたところではあります。次年度以降は、引き続きこの未設置校についても設
置に向けて前向きに取り組んで検討したいと考えています。

○粒谷委員 そうしますと、未設置のところは10校あるということですね。10校は全
て大規模工事が終わっていないところなのですか。

○香河学校支援課長 今回の4校については、耐震工事の予定がなく、また現在、特別教
室等にエアコンの入っている学校もありますが、そういった空調の設置率の少ない学校か
ら対応をすることとしました。残りの学校も、今後の耐震工事の進捗状況も踏まえて、設
置について検討を進めていきたいと考えています。

○粒谷委員 結局苦しい答弁を、もうしなくていいです。お金がないのでしょうか。ほんと

うは生徒のためにつけてあげたいでしょう、全てみんな。やはり必要なものだったら、こんな格差をつけたらだめです。アバウトで結構ですが、全て設置するとなったら、1校につき大体どれぐらいかかるのですか。

○香河学校支援課長 設計費用等を含めて、教室等々でかなりばらつきがありますけれども、大まかに申し上げますと、1校約5,000万円程度と見込んでいるところです。

○粒谷委員 ということは、全部つけてあげるのに5億円でしょう。もちろん、教育委員会を責めているのではないです。教育委員会では多分教育長は、全部つけてほしいと。しかしながら、グロスで、教育委員会の予算を5億円アップすることはできないので、今回やむなく4校だと思うのです。

総務部長、予算審査特別委員会で副知事もいらっしゃるのですけれど、この5億円は、ほんとうに何とかありませんか。こんな格差をつけたらだめです。この空調は、やっぱり今の時期、必要です。未来の子どものために思い切った投資をしないと。5億円ぐらいだったら誰も議会も反対しません。どうですか。

○一松総務部長 今お願いしている予算案ですけれども、基本的には地方財政計画の中で地方一般財源が伸びない状況の中で、財政調整基金を32億円取り崩す形で一般財源は抑制せざるを得ない中で組ませていただいているものです。その中での優先順位づけがどうしても必要になる状況であることはご理解をいただいた上で、確かに個々の政策についてはしっかりとその必要性を判断していく必要がありますので、ご指摘は受けとめながら、今後とも予算編成に当たっていく必要があると考えています。

○粒谷委員 財政が厳しいのはわかっています。それは、ことしのこの予算も、本当にぎりぎりのところで費用対効果を検証しながらやっておられるのはわかります。わかるけれど、どう考えても、何かわからないのです。普通の家庭でも、子どもにはお金をかけるのです。自分がうまいものを食べなくても、子どもにはうまいものを食べさせるのです。この子どもに今この投資というのは、問題ないと思います。ほかのものを差しおいてでも、このことについては必要なだから、去年のモデル校としてやったときには非常に効果があったとおっしゃるのでしょうか。それで、苦しい答弁で、耐震構造ができていないとかおっしゃっているけれど、多分本音はそうではないと思うのです、教育長。

○吉田教育長 まず耐震の集中期間、国では平成27年度に耐震を終えるというその集中期間を平成29年度まで、2年おくれになっていまして、この耐震の集中期間の予算をいただいています。ですから、やはり耐震をまず優先しなければならないということと、そ

れから、生徒数の減少の中で、高等学校の適正配置、適正規模をどのように今後検討していくかということをお互いながら、クーラーも今全ての高等学校の全ての教室に入れていただくような予算要求は、私はできなかったと。まずは県で入れていただく方向性をこうしてとっていただいて、耐震を早く終えて、エアコン環境も整えていきたいという思いです。

○粒谷委員 もとを言うと、そうなのです。だから、耐震事業も、優先してやはり学校の場合、子どもの安全を守るためにはしないといけない事業なのです、本当を言うと。だから、私が申し上げるのは、多分教育長はご苦労されているので、本当はしてあげたいけれど、耐震が先だろうと。だからその予算までとられないという思いがあったのだろうけれど、本当はこれは耐震事業も先にやりながら、そしてクーラー設備もやはり必要なのです。

やはり奈良県の子どもを育てるためには、これはもう必要不可欠なものなのです。これはもう総務部長、そういう現場の思いは、私もいろいろな学校に行きますけれど、学校の施設も、正直に言ってぼろいです。こんなところで子どもがよく勉強しているいうところもあるのです。現場に行けば、大変なところありますよ。もっともっとやっぱり金かけるべきではないかと思うのですけれど、来年に向けてでも結構なので、残るところについては、ぜひとも一斉につけていただきたいと思います。

○一松総務部長 予算編成に当たって、やはり教育分野は、当然重要な分野だと思っています。そうした中で、教育長からご説明もありましたように、耐震をしなければいけないということもあり、また子どもたちの学習支援に関しては、先ほども清水委員からありました議会からの請願を踏まえて、その授業料の軽減などについても拡充を検討していかなければいけないというさまざまな予算上の要請がある中で、ぎりぎりの判断として、もちろん当然この空調について、残る10校を含めて、財政の制約がなければ整備していく方向性は当然あり得たところですが、ご説明したような財政事情と、各般の要請の中で、ことし提出させていただいている予算についてはこのような状況となっているということです。

来年度以降については、当然その教育分野は、極めて重要なものであること、また子どもたちの学習環境を整えることは教育振興大綱にも明記されているので、そうした方針をしっかりと実現していくという方向性の中で優先順位づけをさせていただければと思っています。

○粒谷委員 元気がないけれども、総務部長、もうちょっと元気を出してください。もっ

と、わかりましたと言って、やってください。何かぼそぼそと言われたら、何かわからないような話が出てきて、もっとこれから、次もステップアップされるのですから、元気よく来年あたり頑張るぞという気持ちで、ぜひともお願いをして終わります。

○田中委員 ちょっと嫌らしい問いかけになるかもわからないので、一番最後にお伺いしようかと思っていたのですが、耐震の話が清水委員や粒谷委員から出ていますので、引き続きお尋ねします。

県立学校の耐震の関係で、今年度で耐震の工事は終了とするという答弁が教育長から本会議場であったように思います。私はそれで全部もう終わったと思って、もうほかはやる必要がないのですかと質問しようと思うと、教育委員会の方にお尋ねしましたところ、いや、やっていない学校はありますよと。私の地元の学校についてお伺いしたところ、あそこは耐震しても効果がないのですと。投資効果がないので耐震工事をするつもりはありませんと。それで、耐震しないでそのまま放っておくのかと。耐震してもその耐震工事をする値打ちがないというか、建物そのものがもたないという話であったように思うのですが、教育長の見解はどうなのですか。

○吉田教育長 たしか5年間の耐震の集中期間が、平成29年度で終了しますけれども、5年前に建てた計画での集中期間で100%になるということはありません。これは事実です。その中に、岡委員がおっしゃった大宇陀高等学校の改築も含めて、そういった学校が数校あります。それに対して今、そういうことで改築をしないということは私は何も考えていません。これからの話です。

○田中委員 それでは、私の議会の控室でご説明した方はうそを言いに来たのですか。その校舎の長さなど、いろいろなものがあるから、あそこの学校は耐震工事をしてもだめだという話だったのです。だから私はなんということを言う人だと。そのときに、あわせて、それでは、あそこの校舎はいつ建てたのですかと。同時期に建てられた学校も耐震工事をやっているでしょう、なぜ大宇陀高等学校だけ耐震工事をせずにそのまま放置するのですか。そんなのは差別ではないですか。いじめではないですか。一定地域のところだけほったらかしにするって、そんなおかしい話はありません。

大宇陀高等学校の現在の校舎はいつ建築されたのですか。時間がかかるかもしれませんが、きちんと基礎の部分から教えていただきたい。はっきり言います、物すごく怒っています。そんなのだまされているのだ。

○香河学校支援課長 まず、大宇陀高等学校を建てた時期です。校舎によっていろいろ開

きがありますけれども、例えば教室棟などですと、昭和43年の建築になっています。

○田中委員 昭和43年に全部建てたのですか。いや、教室が全部とは違う。

○香河学校支援課長 それ以外も校舎がありますので、例えば図書館はもう少し古くなり、昭和38年の建築になっています。校舎が昭和42年、昭和43年、昭和44年前後に建てたものです。教室棟がそういう形です。

○田中委員 なぜこのようなことを言うかといいますと、実は宇陀土木事務所の配置をめぐっていろいろと議論がありました。その当時、ご説明いただいたのは、あそこは耐震がもうだめだと。桜井市の旧耳成高等学校のところへ持っていかないとだめだという話でした。最後は菟田野へ移るということで残してはいただいたのですが、現在の場所の耐震がだめだという説得の仕方でした。

だけれど、菟田野へ移った後、跡地や残った建物をどうするのですかと。何か利用するのであれば使っていただいてもいいという話の関係者からありました。耐震がだめではないかと言ったら、いや、3階建てですけど、1階、2階は耐震オーケーなのですと。そうしたら宇陀土木事務所を動かすという説得の意味は何だったのかと。地域をだまして、宇陀市をだまして、市民をだまして、それで移動させるようなことをなされたのですよ。現実にそれがあつたのです。

だから今回だって、耐震する値打ちがないと言われて、そうなのですかとそう簡単に引き下がれない。何で大宇陀高等学校の子どもだけが差別されるのか。耐震工事ができないような、したって意味のないような校舎の教室で、何で授業しないといけないのか。それだったら一番先に、耐震工事をやる先頭にそういう学校を選ばないとだめではないですか。今日までほっておいて、それで耐震はいたしませんという神経が私には理解できない。いつ耐震をしないということをお決めになったのですか。

○香河学校支援課長 大宇陀高等学校の校舎については、平成24年度までに分けて何回かの耐震診断を実施しました。その結果、幾つかの棟について耐震強度は不足しているという結果は出ています。ただ、それらについても、耐震の補強工法により耐震強度を確保することが可能という棟が3棟あります。具体的には屋内運動場、図書館、3棟ある教室棟のうちの1棟です。この3棟については耐震補強で強度が得られるという診断結果でありましたので、これらについては随時補強工事を実施しました。屋内運動場については平成24年、図書館が平成26年、教室棟は平成27年にそれぞれ耐震化が終了をしています。

ただ、通常の耐震補強工法では強度が得られない建物があることもあわせて判明しました。その場合、基本的には補強工事ではなくて改築等の検討が必要となってきます。この場合はスケジュール調整等でかなり時間がかかることもあり、まずは補強工事から先に取り組みをさせていただいたところです。

現在その改築を含めた検討が必要な棟については、例えばその学校の敷地の中のどの部分で建てることができるのか、その工事期間中、教室の確保が必要になりますので、教室の確保の方法等を学校とも協議をしながら、検討を進めている状況です。

○田中委員 平成24年に調査されたのですね。それはどこの機関を通じて、どのようなオーソライズをされたものですか。

○香河学校支援課長 どこのというのは手元に資料がありませんが、平成20年から平成24年にかけて耐震診断を実施したところです。

○田中委員 訂正されましたが、平成20年から平成24年にわたってということですね。

そうしたら、これは、耐震しても効果が少ない校舎、言葉をかえたら、最も危ない校舎ということではないのですか。耐震しても、耐震の工事程度で持ちこたえられる校舎と、耐震工事をしてもどうかという校舎、どちらが危険な校舎なのですか。

○香河学校支援課長 通常、耐震診断については、構造耐震指標、I s 値といったものがあり、その数値をまず基本に考えています。

ただ、今回、通常の補強工事でできないと言っているのは、コンクリート強度が不足をしている箇所があり、その補強工事をするによってもI s 値が確保できにくいところがあるので、通常の今のバツテンといいますか、ブレース工法をやる形ではない、ほかの方法を考える必要があるということです。

○田中委員 私が伺っているのは、耐震補強で工事をすれば安全ですという校舎と、そういう工事をするには至らないという校舎、どちらが安全なのか、どちらが危険なのかを聞いているのです。

○香河学校支援課長 通常、耐震の工法として、補強工事等と、改築の大きく2種類あるかと思っています。

今回の補強工事で性能が得られない部分ですが、それが補強工事がだめだから、ほかのところと比べて著しく耐震性能が悪いという意味ではありません。その補強の結果として性能が得られないと言っているだけで、そのことをもって、イコール、そっちのほうがより危険という意味ではありません。

○田中委員 だけれど、なぜ平成20年から平成24年にその調査をされて、ここの学校はこういう状況ですと公表されていないのですか。

○香河学校支援課長 耐震診断の結果、それから現在の耐震の状況について、県のホームページで公表はしています。

○田中委員 耐震補強のできる学校、なかなかしにくい学校、そういう分け方も含めて周知されていますか。私はきのうの説明を聞くまで、理解しにくい、懇切丁寧に説明いただかないと、よくわからないのですけれどもね。これはことしの予算で終わりにさせてもらいますと言って、それでなおかつ、最後に伺ったら、いや、耐震補強するには及ばない、しても意味がないと言わんばかりのことをおっしゃられて、どうしてですかと言ったら、校舎の長さにもよると、そんなばかな話がどこにあるのですか。

同じころに建てられた校舎で耐震補強する学校はありませんか。

○香河学校支援課長 先ほど教育長から答えました、平成29年度までを整備の集中期間と位置づけて、この間、集中的に取り組みました。

ただ結果的に、この平成29年度をもって耐震化率が100%には至っていません。残りの部分についても、引き続き耐震化に向けては努めていきたいと考えていますので、これをもって予算が、もうやらないという意味では決してありませんので、これからも引き続き取り組みたいと考えています。

その中で、補強ではなくて、改築も含めた検討をさせていただいているところです。

○田中委員 控室へご説明に来られた方は、耐震工事はこれで終わりですと。残った学校が数校あるようですけれども、それではそれをどうするのですかと言ったら、どうするかどうかは来年度、1年かけて検討するという話がありました。

先ほど、ほかの委員の質問の答えの中で、適正規模との関係で云々というご答弁をなさいましたけれども、目的は別のところへ注ぎ込もう、誘導しようと思って導いていてのではないのですか。私は、課長方々の担当のお考えではないとは思いますが、だけれど、これ何か別のところへ誘導してやろうか、これ原因ですと、耐震工事ができないから、この校舎や学校がだめだと、そっちに導こうとしている危惧さえ抱きます。いや、本当にそうなのです。

事実、どことどこかというと、そういう系統のところが多い。そんなばかなことはないです。現在学んでいて、それで耐震工事をしても効果がないかもしれないと思うところを、最後の理屈づけに耐震を、そんなばかな話はないです。教育の適正規模の話は、もっと後

から発生したことでしょう。耐震の話は、それ以前からの話ではないですか。だから、そういう意味では、私は今回のこの集中の予算を使うのは、ことしで終わりか知らないですが、あとはいたしませんと、控室へ来られた方は耐震はいたしません、あとは改築するかしないかだけですという、そのような発想では私は困る。そのような危ない校舎だったら、直ちに改築なり耐震なり施工してあげてください。平成29年度予算で、きちんとつけてあげてください。

○吉田教育長 平成25年度から耐震の集中期間に入りましたけれども、その当時、私も教育次長をしておりました。それから、平成26年に教育長に就任しました。そのような中で、やはり生徒数の予想以上の大幅な減が今後起こります。その生徒の減に対して、学校の規模、配置をどのようにするかも考えていかなければならないですけれども、委員がおっしゃいましたように、やはり学校自体にどのような特色を持たせていくのかということのほうがやはり大事ではないかという思いを持ちながら、例えば、キャリアデザイン科を設置したり、実学教育をどのようにするか、今ご意見いただいたインターンシップをどのように充実させていくか、取り組んできましたけれども、これからの大幅な生徒数の減にどのように対応するかということは、やはり耐震の平成29年度の時点で、今後の方針をどのように打ち出していくのかを考えなければならないという意味で、平成29年度でそういった適正規模、適正配置を考えると打ち出したと思います。

教育振興大綱推進課を設置しますけれども、その中で考えていく。もちろん、今の時点でも考えています。3年間、私も考えてまいりました。検討しながら、今後の方針をより具体的に出していきたいと思っています。以上です。

○田中委員 今、議論しているのは、耐震の話なのです。耐震を一部の学校はちょっと工事が難しいから、従来のその路線の工事だけではだめだとほったらかしにしておいて、このままでいいのですか。そうではないでしょう、現在ある学校の耐震の補強の工事は、されてしかるべきではありませんか。一部はそのままほっといていいとお考えになっているのでしょうか。

○香河学校支援課長 まず、補強工事から確かに取り組みをしているところです。この補強工事については、かなりの学校について実施が進んできたところですが、ただ、通常の補強工事ではどうしてもできない部分がありますので、それについては改築も含めた検討が必要ということで、現在、その検討を進めているところです。

補強というやり方をとれないと言っているだけです。それをもって何も手を入れな

いということでは決してありません。

○田中委員 補強工事は、どの部分でとれないのですか。具体的にどういう工法とどういう工法があってとれないとおっしゃっているのですか。

○香河学校支援課長 大宇陀高等学校についても、コンクリート強度を測っており、そのコンクリート強度が通常の基準値を下回っている部分があったということです。そのために、補強工事をするのは非常に困難であるという判定があり、それにかわる手法を検討しているということです。

○田中委員 コンクリート強度の不足は、いつから発生したことですか。

○香河学校支援課長 耐震診断を行ったときに、その結果が出たということです。それを受けて、順次耐震対策をとってきているということです。

○田中委員 それは建設当時から不足しているのですか。それとも経年劣化、それとも震災のため劣化したから強度不足になったなど、そういう意味ですか。

○香河学校支援課長 どの時点でというのは、確認できていません。

○田中委員 普通、同年代に建てられたものは同程度の強度なり構造上の根拠に基づいて建てられていると思うのですけれども、構造的に大宇陀高等学校は何か違うことをなさったのでしょうか。

○香河学校支援課長 先ほども申し上げましたが、この学校は教室棟が3棟ありますが、3棟のうちの1棟については補強工事ができるということで、既に補強工事は実施をしています。

ですから、同じような年代に建った建物ですけれども、原因が何かと言われますと、わからないところもあります。結果的に数値ではそういうことが出てきていますので、それに合った対策をとっていきたいと考えています。

○田中委員 いずれにしても、明確ではありません。私を見る感じでは、補強できないという、できなくもないという部分を含めて何かあやふやな答弁をされているように思えるのです。

今、その耐震の工事は、物すごい技術、いろいろなやり方があって、このようなものでも耐震工事できるのかと思うビルがたくさん残っているし、そんなのができて当たり前の時代になっているはずなのですけれども、なぜ奈良県教育委員会は、大宇陀高等学校は耐震は困難だと思っておられるのですか。改築しかないようなことしかおっしゃらないけれど、他の工法でできると言われるなら、なぜそれを採用しようとは思われないのですか。

○香河学校支援課長 当時の判断として、補強は非常に困難であるという結果が出ていますので、それにかわる方法ということで、改築を含めた検討をさせていただいているところですよ。

○田中委員 困難であるという言葉の結論だけを聞くから、私はよくわからないと言っているのです。もっと具体的にきちんとどうして説明できないのですか。

○粒谷委員 委員長、少し整理をしたらどうですか。

○山本委員 きちんとデータはあるだろう。

○粒谷委員 このままだったら平行線だよ、田中委員、まとめて議論して。

○田中委員 こんなことは納得できない。そんないいかげんなことを言われて、改築するかどうかも先の話でわけわからないってね。

○西川委員 さっき改築と言ったのだから、データがあるはずですよ。

○森山委員長 耐震診断したときの。

○田中委員 いやいや、耐震はできないのです。

○西川委員 いや、だから、そのできないというデータがあるはずだから。

○森山委員長 しばらく休憩します。

では、審査の途中でありますが、これで午前の審査を終わります。午後1時より再開します。

暫時休憩します。

11:48分 休憩

13:02分 再開

○森山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ご発言願います。

○田中委員 それでは、午前中に引き続き再度質問をしますが、私は大宇陀高等学校に関していろいろな思いを抱いているわけで、大宇陀高等学校の耐震化の課題について、教育委員会はどのように対処しようと思っておられるのか、改めてお伺いします。

○吉田教育長 先ほども田中委員からご意見をいただきました。教育委員会として補強による耐震を進めているのも事実です。

それから、平成24年度に耐震診断をしまして、その補強の工法がどのような工法があるのかも今後勉強をしていく必要があると思っておりますので、新しい補強の工法をしっかり勉強させていただいて、そのもとでやってまいりたいと思っております。

○田中委員 ぜひやってくださると理解し、質問を終わります。

○阪口委員 私からは、3点質問します。

1点目は、「平成28年度補正予算その他追加提出分」の27ページですが、(仮称)奈良県国際芸術家村建設用地の取得についての質問です。

27ページでは、土地の面積約2万9,437平方メートル、取得金額が約5億2,700万円、それと取得の相手方は天理教などと掲載をされています。私の調べたところでは、この取得の地目は公簿では雑種地、山林、ため池、田などと理解していますが、もう少し詳細をお聞きしたい。といいますのは、地目ごとの取得面積と地目ごとの坪単価、1坪単価の取得単価をお聞きしたいです。

○山下地域振興部次長(企画管理室長事務取扱) 阪口委員から、国際芸術家村用地の取得予定用地の地目についてのご質問がありました。

今回契約案件として上げている用地の地目ですけれども、まず雑種地は、今、坪単価で、平均で約5万円です。それから、山林は平均約3万9,000円、それから田は平均約6万9,000円、堤は平均約5万2,000円、それから、現在は埋め立てられています。ため池は平均約5万1,000円となっています。

○阪口委員 現在、国会では、森友学園の国有地の払い下げでかなり話題となっています。そのようなこともあってかもわかりませんが、私のところには、この国際芸術家村の建設用地の取得費が高いのではないかという声が届いています。市街化調整区域であると思いますので、なぜこのような取得金額になったのかお聞きしたいと思います。

○山下地域振興部次長(企画管理室長事務取扱) お尋ねの候補地の購入価格ですが、こちらは不動産鑑定額に基づいたものです。

不動産鑑定士が鑑定評価によって算定した価格ですので、客観的な土地の価格として有用であって、その価格によって合意された価格は妥当なものであると判断しています。

○阪口委員 不動産鑑定士に依頼されて鑑定評価が出たと、説明していただいたと思うのですが、不動産鑑定士に聞かないとわからないので、わかる範囲の答弁で結構ですけれども、鑑定で評価するに当たって幾つかの評価手法があると思うのです。私たちが一番わかりやすいのは、直近の売買取引の事例です。取引事例比較法のほうがわかりやすいので、直近の土地売買のことについてお聞きをしたいと思います。

○山下地域振興部次長(企画管理室長事務取扱) 今回の不動産鑑定書の中身を見ますと、過去の天理市や大和郡山市などの市街化調整区域の取引事例も参考にされ、鑑定されてい

ると理解しています。以上です。

○**阪口委員** その具体的な事例というのは、この場での紹介は難しいでしょうか。面積が幾らで、どのあたりで、そしてどういうふうを取得したかと、そのあたりご説明いただけたらありがたいと。答えられなければ、結構です。

○**山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** 取引事例ですが、8事例がその鑑定書の中で記されています。ただ、個人情報にかかわることでもあり、実際に阪口委員も情報公開請求によって、この鑑定書をお持ちですが、そこでは黒塗りでその部分はなっているかと思えます。以上です。

○**阪口委員** この件は、これ以上質問していても進まないの、こちらもまた調査して、疑問が出たら質問をするということをお願いをします。

次に、用地取得をして、ここに（仮称）国際芸術家村をつくっていくということですが、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の113ページに国際芸術家村の事業をするに当たって複数掲載されています。私が思うには、ここに芸術家村をつくって芸術家に来ていただくとか、伝統工芸の交流拠点にするとか、そういうところについては賛成ですけれども、問題にしたいのは、ここに民間ホテルの事業の誘致をすると。それから、農村の交流ということで、道の駅等をつくると。このあたりについては、あまり理解ができないと、国際芸術家村の趣旨からそれているのではないかと。

例えば、私もこの国際芸術家村構想検討委員会の資料等を何回か読んでいます。その検討委員会でも、これは平成27年12月16日に検討委員会があり、そこで委員からも意見が出ています。読みますと、国際芸術家村が中心になるべきであるが、道の駅の印象が強い、芸術家村の中身、コンセプトを明確にしたほうがよいと記載されています。私自身は、道の駅とか、ホテルを誘致することで箱物になっていくのではないかと考えています。清水委員からも質問がありましたけれども、そうなることによって、施設をつくって、今後、維持管理が県に負担が来ると、その点について、ご説明していただきたいと思えます。

○**山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）** 国際芸術家村の基本コンセプトにかかわるところですけれども、前回、基本計画を出して、そこでも示しましたが、文化資源の最大限の活用が一番前提にあり、その中でほかの政策連携をすることによって、よりその文化財、歴史文化資源に県民の方、それから来訪者の方に親しんでいただける機会を創出していくということです。

一方、阪口委員からは、道の駅、それからホテル等についての事業採算性、収益性につ

いてご懸念があるとの話がありましたが、今、全国にある道の駅の中でも、そのモデル的なところは、収益が上がっており、この施設の事業採算性に大きく寄与してくるものと考えています。以上です。

○阪口委員 うまくいけばよいのですけれども、私自身もここを視察しています。そうしますと、やはり交通のアクセスが悪いのです。検討委員会の概要の中でも、アクセスについては指摘されています。立地関係というところで、国際芸術家村のアクセスについて利便性を確保してほしいと。それは検討委員会の中でも出されていることです。

アクセスが悪いと、どうしてもホテルや道の駅をつくっても、あちらこちらにできていますので。ホテルも奈良県については、今、知事はつくっていく意向ですし、民間のホテル等もできていますので、結局、集客がなされないと、建設に当たっては、国の資金も投入をしてつくっていきますけれども、あとは地方創生といいましても、維持管理は県や市町村に係ってくる問題です。その管理をどうするのか、どういう運営手法でしていくのか、現在わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 管理運営体制について、現在、いかなる形が一番望ましいかを内部的に検討を踏まえており、近日中にはお示しできるのではないかと考えています。

○阪口委員 こちらもどういう手法を使って運用していくのかわからないので、それが出た時点で、また意見を申し上げたいと思います。

2点目の質問は、奈良大立山まつりです。先ほどからいろいろ意見が出ていますが、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の42ページを見て質問します。

私は2日目に、平城宮跡にこの奈良大立山まつりを見に行きました。2日目は、やはり観光客が少なかったです。私は行ったら周りを見ますし、地域の人にも聞きます。2日目に関していうと、去年よりは少ないと皆さんが言われていました。今回、若草山の山焼きと日が合ったときが多かったわけで、ここには宿泊観光客の増加に向けた冬期イベントの展開事業とありますが、若草山に山焼きに来られる方は、もうそれで奈良県に来るわけですから、その山焼きと合わせた日を宿泊客がふえた日と考えていくのは理論的に難しいのではないかと。

観光客もふえていないし、この事業は見直すべきだろうと思うのです。平城宮跡は、結構整備も始まってきているので、きちんと整備をした段階でこの事業をすれば、もう少しお客さんもふえるだろうと。

なぜかといいますと、寒い日ですので、トイレも簡易トイレですし、それから風をよけるところもない。そういうところに行っても、なかなか寒さ対策のこともあるので、周りのこの施設が充実した段階で検討していけばどうかと。1億2,000万円も5年間かけて、6億円かけてやっていくと、費用対効果の面では問題があるとは思いますが。その点について、先ほどから答えられていますけれども、再度答弁をお願いします。

○中西ならの観光力向上課長 奈良大立山まつりについての質問です。

1点目として、山焼きとの話です。山焼きと同時開催としたところですが、奈良大立山まつりの会場の平城宮跡は、若草山から離れています。実は真つすぐ若草山に向かって開ける、遮るものがないことから、花火や山焼きを見るのに絶好のポイントであったと考えています。

カメラマンが、通常何十人もおられる場所です。新たな山焼きの観賞ポイントとして、平城宮跡をアピールしたいと思っております。また、山焼きが始まるまでの昼時間帯や、翌日に奈良大立山まつりを楽しんでいただくことにより、奈良での周遊、滞在時間が延びるようにと、山焼きとの相乗効果を狙った日程としたものです。

何度も申し上げますように、この奈良大立山まつりは、他の地域に比べておくれた奈良の観光振興のため、観光客の最も落ち込む冬のオフシーズン対策として始めたものです。効果が目に見えて出るまでに相当時間がかかるものもあります。先ほどからお話に出ています、なら燈花会やなら瑠璃絵についても、定着するまで時間がかかりましたけれども、民間の方のご尽力により大きく発展して、地域振興、観光振興に大変寄与をしているものと思います。また、出演いただいた関係者や市町村の方々からも、ぜひ続けて大きな祭りにしてほしいという励ましの声もいただいています。奈良の風物詩としての期待も大きいです。平城宮跡でもいろいろ工事中ではありますが、その中でレイアウトも含めて、一生懸命今後いろいろな形で工夫や改善もしながら続けさせていただきたいと考えています。以上です。

○阪口委員 「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の42ページでは、奈良公園光とあかりのイベント事業、なら瑠璃絵のことも掲載されています。私はなら瑠璃絵も見に行きました。この奈良公園光とあかりのイベント事業については、予算が1,079万円です。しかし、多くの観光客の方でにぎわっている。奈良大立山まつりは予算が1億2,000万円なのです。やはりその1億2,000万円を予算計上して、来る人数を考えると、なら瑠璃絵と経済効果としては比較対照としてはおかしいのではないかと。冬と

いいまでも、なら瑠璃絵もありますので、その前後にもう少し利便性の高いところで事業をすれば、宿泊観光客もふえるだろうと思うので、なぜこの奈良大立山まつりにこだわるのかと。

この1億2,000万円の中身は、調べたところでは、収支決算報告書では、2,000万円ぐらい広告費に使っていると思うのですが、広告費はどのくらい使っているのか、お聞きをしたいと思います。

○森山委員長 よろしいですか。

○中西ならの観光力向上課長 少しお待ちください。

○阪口委員 わからなければ、また資料等をこちらに示していただければと思いますし、それと、フェイスブック等では1日目が何人かは出ていますけれども、その1日目、来られた観光客がどのくらいかや、経済効果はどうだったのかなど、そういう資料等もあればこちらに後ほどお示しいただきたい。よろしくお願いします。

○森山委員長 後で結構ですね。

○阪口委員 はい。

○中西ならの観光力向上課長 すみません、大変遅くなって申しわけありません。

広報費については、平成28年度予算額として、約1,200万円を計上しています。

○阪口委員 この行事は知事の肝いりですので、総括審査で質問します。この件については、これで終わります。

3点目の質問は、総務部にも質問しましたが、復命書のことです。

復命書については、人事のほうで復命書はどうあるべきかというご回答をいただきました。私が、開示請求したときに、復命書がなかったのは観光局で、本日は観光局の方がおられると思いますので、観光局で県外に出張した数と、県外に出張したときに復命書がない件数を教えていただきたいと思います。

○中西ならの観光力向上課長 平成28年4月から平成29年1月末までの県外出張が、観光局で241件ありました。そのうち、復命書のあるものが214件、復命書のないものが27件です。

○阪口委員 復命書がある場合とない場合、どういう基準なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○中西ならの観光力向上課長 奈良県職員服務規程、第11条第3項のただし書きに、緊急の場合または用務が軽易な事項である場合は、口頭で復命することができるという規定

があります。

したがって、それにおいて口頭で報告を受けた出張業務は、観光局長、もしくは各課長が出張者職員から口頭報告を受けて、先ほどの規程に該当します用務が軽易な事項に該当すると判断した場合については、その口頭復命をもって了としているものです。以上です。

○**阪口委員** そういうことは存じ上げています。

県外出張と県外出張でないケースを聞いたのは、県外出張をするということは、かなりの費用負担が発生すると。大阪と東京へ行くのでは大分違うので場所によると思います。一つ軽易か軽易でないかというのは、費用の発生の状況にもよるだろうという思いで聞いているわけで、軽易という位置づけについて、もう少しご説明していただきたいと思えます。

○**中西ならの観光力向上課長** 金額の多い少ないというところで軽易というものを判断していません。いわゆる中身、ケース・バイ・ケースにおいて判断しているということです。

○**阪口委員** 最後にもう一度、しつこくしていても仕方がないので、そうしましたら、ケース・バイ・ケースというのはわからないのです。やはり法律でも条例でも通達でも、出ればみんながそれに従うと、個々に例外をつくっていくのはよくないケースだと思うのです。ケース・バイ・ケースとはどういう意味を指すのか、もう少し説明していただきたいと思えます。

○**中西ならの観光力向上課長** 具体的に申しますと、例えば私が、ある協議会なりを設置して、その委員の方に、参画のご依頼をしに行くと、依頼にご挨拶に伺うという場合については、例えば私どもとしては、口頭でそういう形で行ってお願いして、例えば了であったとか、だめだったとかいう形でご報告するという場合は、特にその復命書等は要らないと判断をしていますし、例えばいろいろなイベントをやっています。イベントについて、それに対していろいろ受付に行ったり手伝いに行ったりというところに関しても、特にあらかじめ細かく報告する必要がないと考えています。

○**阪口委員** 納得はしていませんけれども、あまり観光局にこれを聞いても、知事等に聞いて、職員の服務規程がどうあるべきかを正していくべきだと思っておりますので、質問は、これで終わります。

○**森山委員長** 総括審査でまた言われますか。

○**阪口委員** 総括審査は奈良大立山まつりのことについて質問します。

○**森山委員長** はい、わかりました。

では、次に、質疑等は、ありませんか。

○太田委員 それでは、私から質問します。

まずは文化財の保存についてです。奈良県には文化財の修繕を行う職人の方がたくさんおられると思っています。また、全国でも高いレベルを持っておられると思います。

京都で一昨年とったアンケートで、屋根や宮大工、畳、板金など、26業者から回答があり、それを見ていると、最も深刻だったのが後継者問題と受注単価ということでした。後継者については、決まっていない、見通しがたないという数が58%に上るということで、さまざま苦勞があると見受けられたのですけれども、奈良県でのこの文化財の修復を行う方々の課題、現状についてまずお聞きをしたいと思います。

○尾登文化財保存課長 奈良県における文化財修復現場等における後継者不足の問題かと思えます。

奈良県における文化財建造物の修復については、奈良県文化財保存事務所において実施しています。具体的には、大規模な修理の場合は、出張所を設けて直接修復を行っています。すけれども工程によっては専門業者に委託、もしくは請け負ってもらう形でやっています。そういう実務を行う中で、文化財修復の現場では、具体的に屋根工事、金具工事、左官工事などを外注する実態にあります。

そこでは、契約手続によって業者を選定してくるわけですがすけれども、文化財建造物の場合、やはり扱う物件が大変重要でありますので、文化財修復の経験があるかどうかといった文化財保存技術の有無が大変重要になってきます。その場合、入札を行いましても登録業者が少ないという問題が起こってくる場合があります。その中では、熟練した技術者の高齢化と後継者不足の問題があらわになることもあります。

例えば、具体的に申し上げますと、現場としては屋根工事が一番多いのですけれども、瓦ぶきの場合は県内に5業者、檜皮ぶきの場合は県外5業者で県内2業者しかおられないという実態もありますし、カヤぶきの場合に至りましては会社単位での登録がなく、個人の方をお願いしている実態です。

文化財建造物の修復は周期的にやってきますので、今後とも多くの修復を実施する必要があり、この文化財保存技術を持つ後継者の確保、養成は大変大きな課題であると認識をしているところで、それぞれ今、太田委員もおっしゃっていただきました分野の実態把握に努めて、今後、県としても後継者の確保、養成を図る必要があると考えているところで

なお現在、(仮称)国際芸術家村の基本計画の中で、伝統技術の継承と後継者の育成などを図っていくための拠点として、文化財修復、展示棟の整備を考えていただいています。県教育委員会としても大変ありがたいことで、そうした中で文化財修復に携わる宮大工等の人材養成、育成に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○太田委員 先ほど、入札してもなかなか集まらなかったり、あるいは後継者の問題、県外にも発注しなければならない状況をお聞かせいただきました。

京都では、屋根とか、先ほど宮大工、畳、板金という事例を挙げさせてもらったのですが、この文化財の修復といいますと、県内では大体何品目ぐらいにわたるのか、その点についてわかれば教えていただきたいと思います。

○尾登文化財保存課長 先ほど、屋根工事の関係を申し上げましたけれども、大体業者にお願いをする部分については、今の屋根工事以外に金具工事、左官工事、文化財修復でも、この壁の修復等については伝統的な技法を用いる形になりますので、そういった左官工事。彩色、いわゆる門などに色を塗ったりという、そういった彩色。建具の関係、こちらもなかなか業者厳しいのですけれども、畳の工事です。あと、熊本城でも有名になりましたけれども、石の工事という部分が外注しておりますので、この辺のところの後継者の確保が大変大事になっています。

○太田委員 今、挙げていただいただけでも7つありました。先ほどおっしゃられた(仮称)国際芸術家村の中に拠点を設けるということですが、これら全てのものがここに入るのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○尾登文化財保存課長 後継者不足などは懸念される分野がたくさんありますけれども、全てを奈良県の中で養成することがいいのかどうか、さらに具体的に検討する必要があるかと思います。奈良県の文化財の修復において非常に重要性、必要性が高いというところを検討して、その中からこれというものを何点かを上げていくことになるかと考えています。

○太田委員 全てのものがこの拠点に入るわけではないと、これから検討していくというお話でした。

実際に、それを選定していく場合に、当然、県の職員や専門家の方、いろいろな方にご意見を聞いていく必要があるかと思うのですが、それは既に行っているのでしょうか。

○尾登文化財保存課長 (仮称)国際芸術家村の中でこういった形の、例えば修復のための後継者育成をするかということもあり、先ほども申し上げましたけれども、各分野にお

ける実態を、全体的には把握しているわけではありませんので、それは新年度に入ってから、実態なども十分に調査をしたいと考えています。

○太田委員（仮称）国際芸術家村の計画が出てきて、実際にここに拠点ができるということですので、何がそこに入るのかはこれからだということです。私も名前は上げられないのですけれども、こういう文化財保存にかかわっておられる大学の先生などにも話を聞かせてもらったら、まだそのような計画は聞いていないということです。まだ多くの方々のご意見を聞いているというわけではないかと思うのです。ぜひ、幅広い皆さんのご意見を集約していただきたいと思っています。

そこで、先ほど来、（仮称）国際芸術家村の問題については、委員から、それぞれ質問がありましたけれども、改めて、この費用対効果といいますと、なかなか正確な具体的な数字がなかったのですけれども、どういう方々をターゲットにして、この（仮称）国際芸術家村をつくってにぎわいをつくらうとしているのか、その点についてお伺いします。

○山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）（仮称）国際芸術家村における集客ターゲットです。

（仮称）国際芸術家村は、県がその強みである歴史文化資源を活用し、人材育成を含めて総合的、戦略的に政策展開を図る拠点として整備を進めていきたいと考えています。

文化財の保存修復に係る後継者の育成や文化財の修復現場の公開、解説、触れて学ぶことができる仏像等のレプリカ展示、質の高い文化芸術イベントの開催など、来訪者に直接歴史文化資源や上質な文化芸術に触れていただきたいと考えています。

今申し上げた事業展開により、主な集客ターゲットとして、まずは文化財の保存修復にかかわっている人、文化財の保存修復に興味・関心を持っておられる方、歴史文化資源に興味を持っておられる方、歴史文化資源を通じて郷土の魅力をより知っていただきたい県内の小・中学生や高校生、県内外の美術系大学等で学ぶ学生、そういった者を主なターゲットと考えています。これはいわゆるコアターゲットになってきますが、また、この芸術家村の候補地の周辺は山の辺の道など観光資源が豊富な地域ですので、周辺への周遊機会の提供、地元農産物の販売、加工、伝統工芸品の展示即売、製作体験、道の駅の設置など、各政策分野と連携しながら、複合的なサービスを提供することによって、県内外の多くの人に来ていただくことを考えています。その足を運んでいただいた多くの方々が、先ほど申し上げたコアターゲットに転化し、どんどんリピーターとなっていただくことを目指しています。以上です。

○太田委員 朝からも、昼からも、いろいろ意見がありました。(仮称)国際芸術家村と銘打っていますが、道の駅や農村の交流施設や、サイクルステーション、コアターゲットということもありました。ふらっと立ち寄るということに関しては、先ほどもありましたけれども、交通の便もなかなか整っていない中で、果たしてここににぎわいをつくることができるのかという点では、非常に文化財修復がメインではあるのですが、何かぼやけてしまう印象が拭えないということと、ここに宿泊施設ができるのですけれど、民設民営ということで、これも果たしてうまくいくのかどうか、非常に疑問があります。

それと、先ほど申しましたけれども、この文化財の修復は、県内にとっても、今後100年、200年にわたって見据えていかなければならない非常に重要な課題を、にぎわいづくりということと、この文化財の修復がなじむのかどうかと思っています。

文化財の修復という観点では、ぜひ頑張ってくださいたいといいますが、本当に極めて大変な現状の中で、この県の文化財保存課に併設されて独立した事務所がないということで、県の職員が現地へ直接出勤されるとか、また、資料を見たくても、なかなかそれを見る場がないという課題がありますので、ぜひこの点は改善をしていただきたいと思っています。

次に、宿泊施設に関する問題です。

さきの代表質問において、日本共産党の宮本議員が、この宿泊施設にかかわりまして高畑町や、あるいはまた吉城園でのホテルの問題で質問をされました。

その中で、荒井知事から、この現在存在する県内の宿泊施設のロコミ情報として答弁の中で述べられたのですけれども、3,000件以上、県内の宿泊施設を分析したところ、本県の稼働率が低い要因として考えられるのは、部屋のほこりが目立つとか、施設が暗い、洗練されていない、スタッフの態度が悪いなど、残念ながら宿泊客の期待値を下回る評判の悪い施設が県内には多いという実態がわかったということが述べられています。その後、答弁されているのですけれども、では、これをどうするかという点でいいますと、上質な宿泊施設が来て、それを手本にすることで、現在低いレベルにある県内の宿泊施設全体のサービスレベルが上がるものと認識しているという話だったので、非常に冷たいといいますが、これで果たして県内の宿泊施設が頑張れるのか、こういう疑問があったのです。具体的に奈良県は、こうした県内の宿泊施設に対してどういう支援をされているのかについて伺いをします。

○中西ならの観光力向上課長 宿泊施設への支援についてのご質問です。

県内の宿泊施設については、努力され稼働率の高いところと、努力不足で稼働率の低いところに二分されている状況と考えています。

消費者ニーズにマッチしていない宿泊施設は、観光地奈良の評判を落として、奈良のブランド力の向上の妨げとなると考えており、やはり宿泊施設のサービスレベルを上げるためには、宿泊施設みずからの努力が大前提ではありますが、県においても頑張る宿泊施設を応援して、質を向上させるための各種取り組みを実施しています。

まずは、平成29年度においては、外国人観光客にニーズの高い無料Wi-Fiの整備を進めるための支援を行います。

また、産業・雇用振興部では、宿泊施設が施設の増改築や新たな設備を設置した場合に、資金融資する制度を設けています。支払い利子全額を県が5年間補助するとともに、経営状況に応じて保証料が軽減される制度になっています。

また、観光局では、さらに旅館経営や次世代育成をテーマに先進的な取り組みで成功された経営者の方をお招きした研修、先進施設の視察等も実施しています。

また、インバウンドの対応をテーマに、外国人観光客のニーズや評判のよい宿の取り組みのための研修や宿で使える簡単な英会話の講座なども実施しています。

来年度も引き続き頑張る宿泊施設のレベル向上のための研修等を、企画、実施することとしています。以上です。

○太田委員 幾つかの取り組みを紹介していただきました。この評価は、あくまでもインターネットの中での情報ということですが、県として今、奈良県にある宿泊施設をどう分析し、捉えられていらっしゃるのか、その点について伺いをします。

○中西ならの観光力向上課長 先ほども申しました、いわゆる3,000件余りのインターネット上の情報で分析した結果を公表しておりますが、その件は先ほど申し上げたように、努力されて稼働率が高いところと、努力不足で稼働率の低いところ、いわゆる二分されているというのが私どもの今の分析結果です。

○太田委員 私も先日、奈良県の観光業とか旅館業の関係者の方々から実際にお話を伺う機会がありました。その中で出された意見としては、奈良県は何かと宿泊施設が少ないことが問題視されるけれども、数字の比較だけで判断しないでほしい、あるいは、奈良県は宿泊施設の稼働率は低いけれども、この需要と供給のバランスでしっかり検証してほしい、あるいは、大阪や京都に近い立地条件やさまざまな規制がある中で営業をしている実態を見てほしい、切実な中で営業をしている実態を見てほしい、このような切実な声を伺いま

した。

先日の本会議での答弁は、奈良県の県内の旅館業の方々に本当に寄り添ってもらっているのかという疑問を持ったところです。今後も引き続き、私たちも県内の皆さんのご意見を聞かせていただきながら、やはり奈良県と宿泊施設との信頼関係と申しますか、県から頑張っていないと、それこそ烙印を押されてしまって支援もしてもらえないということでは、これは奈良県の観光全体にとっても絶対によくないと思いますので、ぜひその点でもモチベーションが上がる形での支援を求めていきたいと思っています。

最後に、教育の関係で、私は今年の9月議会で、発達障害のある児童、生徒への通級指導の状況は、奈良県全体で、小学校で11市4町、中学校では3市1校と3市に1校ずつしかないということでした。先日、次世代の指導体制実現構想という国からの計画で、発達障害等の児童生徒への通級による指導の充実で、基礎定数化をされると言われています。

平成29年から平成38年までの10カ年計画の中で、現在、全国で890人から8,900人に先生をふやす計画が出されているかと思えますけれども、奈良県での計画についてお伺いをします。

○塩見教職員課長 通級指導の充実化に関するご質問です。

平成29年度の文部科学省の予算案では通級による指導を充実させるために、義務標準法の改正により、通級指導担当教員を現在の加配定数から基礎定数化することが盛り込まれています。これは、通級指導を受ける児童生徒13人に対して担当教員1人を定数措置されるもので、今後10年間で段階的に実施するとされています。

平成29年度は、通級指導を受ける児童・生徒数から算定される教員数の10分の1が基礎定数化される予定です。平成29年度に通級指導を受ける児童・生徒数は、奈良県においては772人と見込んでおり、この児童生徒数をもとに基礎定数化しますと、通級指導の担当教員の定数は、平成28年度に比べて6人の増加となる見込みです。以上です。

○太田委員 先ほど6名とお話がありましたけれども、具体的にどの自治体に配置されるのか、その点についてお伺いします。

○塩見教職員課長 今のところ開設予定は、奈良市で小学校2校、上牧町で小学校1校、五條市で1校、天理市で1校、香芝市で1校です。

○太田委員 これは今後10カ年計画ということで、先ほどはこの平成29年度の話聞かせてもらったのですが、この10年というスパンで見ると、何か計画というのを、既に県内でも策定されているのでしょうか。

○塩見教職員課長 県内での10年間の予定は、今のところありません。

○太田委員 全国で890人から8,900人ということですがけれども、この総数で見ても、今後のこの10カ年というのは、全国を奈良県に置きかえた場合どうなのかは、わからないのでしょうか。

○塩見教職員課長 10年間で8,900人を基礎定数化することで、来年度が890人と聞いていますので、その翌年が何人になるのかわかってからの対応になると思います。

○太田委員 この通級指導教室は、本当に私も地元でいろいろお話を聞かせていただく中で、やはり身近にあるか、自分の小学校の中に教室としてあるかどうか、本当に通いたくても通えなかったり、待ってもらわなければならないなど、さまざまなお意見を聞いています。本当に通級指導教室に通うことよって、学校で落ちつきが出てきた、この学校で頑張る自信が出てきたなど、いろいろな効果も聞いているところです。

残念ながら、まだ配置されていない自治体もありますけれども、単純にいきますと、ことし6名ということで、また来年、少なくとも6名ぐらいの方が配置されるのではないかと思いますので、今小学校でも1人しか先生がいなくて、なかなかその教室を回すのが大変だとも伺っていますので、複数配置もぜひ実現もしていただきたいと要望して、質問を終わります。

○山本委員 それでは、幾つか質問をします。

まずは、過疎地域の指定で、地域振興部にお聞きします。

今度、政府で検討されているのが、明日香村と御所市と三宅町です。この3つの地域が指定を予定されているのですけれども、こういう過疎指定になると、どのような行財政の措置をしていただけるのか、それ以外にもそういう措置があるのか教えていただきたいと思えます。

○北村南部東部振興課長 過疎指定された場合の行財政的な措置についてのご質問です。

過疎地域に指定されますと、県が策定する過疎地域自立促進方針に基づいて、該当市町村が過疎地域自立促進計画を定めることにより、過疎地域自立促進のための財政上の特例措置を受けることができます。

財政上の特例措置には、国の補助事業の補助率のかさ上げや税制上の優遇措置などのほか、通常の起債よりも有利な過疎債の活用があります。この過疎債は、充当率が100%、交付税算入率が70%と有利になっており、対象事業にも幅広く道路、簡易水道、学校等の公共事業のみならず、ソフト事業にも充当が可能となっています。

本県には、既に今、委員にご紹介いただいた3つの市町村のほかに15の過疎市町村がありますが、過疎計画の策定例や過疎債を活用した事業の例もあることから、明日香村を含めて、今回過疎地域に加わります御所市、三宅町、また市内全域が過疎地域に指定される宇陀市についても、これらの先例を紹介するなど、必要な情報提供や助言等を行っていきたいと考えています。以上です。

○山本委員 何が気になっているかという点、明日香村は昭和55年に明日香村特別措置法があり、それによって国、県からも予算措置をしていただいていますし、補助金をいただいているのですけれども、その場合、こういう過疎地域になって、こちらでもまた補助金をもらうわけですけれども、そういうのにはリンクして、今までもらっていた特別措置法の補助金などに影響を及ぼすのかどうか教えていただきたいと思います。

○北村南部東部振興課長 委員お述べのように、明日香村に対しては、平成12年度から国、県からの交付金が支出されています。この交付金は、いわゆる明日香法に基づくもので、飛鳥地方の歴史的風土が明日香村全域にわたって良好に維持されていることに鑑み、かつ、その歴史的風土の保存が国民の我が国の歴史に対する認識を深めることに配慮し、住民の理解と協力のもとに、これを保存し、特例の措置を行うことを目的としているところです。

一方、過疎対策事業では、人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、地域の自立促進を図り、住民の福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

この両者には若干の重なりはあるものの、内容、対象事業等が異なっているところであり、国が実施する明日香法及び過疎法による各種施策は、別途対応されるものと考えています。

ちなみに、平成29年度の交付金についても、平成28年度と同額の1億5,000万円が国において予算措置されているところです。以上です。

○山本委員 よくわかりました。今のご説明で少し安心しているのですけれども、どうか今後ともそういう面では、この過疎指定をされて、そして明日香法との関連でうまくリンクするよう、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じ明日香村で、新聞紙上で皆さん方もご存じだと思うのですが、明日香村の庁

舎を建てかえる計画があります。予定では、平成32年度から平成33年度に建てて、平成34年には使用開始しよう。今パブリックコメントなどで、いろいろな面で、どういう庁舎にするかを検討中です。お聞きしたいのは、庁舎は、基本的に補助金などはないと聞いているのですけれども、以前に榎原市長選挙で国会議員の方が、榎原市庁を建てかえるときに、建てかえの一つの有利な方法として、防災の関係の拠点になれば、庁舎は、自己資金が少なくて済むような建て方があると言われた方がいるのですけれども、それが頭に残っていて、この明日香村の庁舎を建てるに当たって、そういう有利な方法があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○浅田市町村振興課長 明日香村役場の建てかえですが、昨年4月の熊本地震の教訓を踏まえて、庁舎が大規模災害発生時においても有効に機能しなくてはならないと再認識されたことから、平成29年度から国において、市町村役場機能緊急保全事業という、地方債による財政支援制度が創設されるということです。

この対象については、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建てかえで、公共施設等総合管理計画と、新たに策定が義務づけられた個別施設計画に基づく事業であることなど、一定の要件を満たす必要があります。また、平成32年度までの4年間の事業期間が限定されているところもあります。

本制度については、対象経費の9割を起債で賄うことができます。そのうち75%については、その3割部分、すなわち22.5%の交付税措置がついているということです。このことから、市町村から非常に注目されており、当課にも多くの問い合わせがあるところ です。

なお、起債の充当残については、庁舎整備基金の充当が基本であることは、国から説明会の折でも強調されているところです。

一方、明日香村で今年度作成されている新庁舎建設基本構想の素案によると、順調に進んだ場合、事業スケジュールは平成29年度に基本計画を作成して、その後、用地取得、基本・実施設計を経て、平成32年から平成33年度造成、建設工事、委員がおっしゃいましたように、平成34年度から新庁舎使用開始とされています。

さらに、庁舎には防災機能や住民のための学びや交流のスペースなどを併設することもお聞きしているところです。

庁舎部分については、平成32年度までは、先ほど申し上げた市町村役場機能緊急保全事業の活用が可能です。防災や住民向けの施設をあわせて整備する場合については、あわ

せて緊急防災・減災事業債や、先ほどご説明があった過疎債など、他の有利な財源を併用することも可能です。

明日香村における議論や検討の状況を踏まえて、県としても明日香村へ適切に助言してまいりたいと考えています。

○山本委員 少し心配なのは、先ほど言った平成32年度でその制度が切れるのではないかと、限定の年度で切れることを心配しますけれども、猶予期間があるのかどうかわかりませんが、しっかりとその点を明日香村と相談しながら、庁舎が大体20億円ほどかかると試算されているので、自己負担金が少なく済むように、県も相談に乗っていただきたい。

1つ申し上げておきますと、明日香村特別措置法でいろいろな規制があって、屋根には瓦を乗せよとか、壁はきちんとしっくいを塗れとか、景観上、いろいろな規制があるのですけれども、その一番景観を守っていないのが我が役場で、多くの批判があり、そういう面では、ぜひ早く建てかえる、村長も多分そういう意気込みで提案をされていると思うのですが、どうか県の助言、指導、協力などを、この場をおかりしましてお願いをしておきたいと思います。

次に、これは余談的な質問になるのですが、議場で太鼓をたたくのを皆さんに見ていただきました。あの太鼓は鹿の革で南部地域振興の一つのお役に立てる代物であると思はれているのですが、あしたの農林部での鳥獣害対策の中で質問しようかと思っていたのですが、南部・東部地域が地域振興部の所管で、いろいろなイベントをされたり、南部地域振興のためにいろいろなアイデアを出していただいていますので、あの太鼓を何か南部振興のお役に立てる方策がないのかどうか、どなたか、これは福野移住・交流推進室長の担当ですか、よろしくをお願いします。

○福野移住・交流推進室長 お答えします。

太鼓の件をお伺いして、たまたまやられた方が知り合いの方で、お伺いしたところ、かなりの頭数鹿の駆除をやっているけれども、皮はそのまま処分しており、何か活用できないかということで、その方は、もともと世界の民族音楽をやっている方で、ネーティブインディアンなどの研究をしておられて、その関係で楽器をつくったらどうだということで、あの太鼓はワークショップでつくられたようです。

そういうやり方もあるのだとお伺いして、一度ゆっくり話を聞かせていただき、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山本委員 駆除した鹿の皮がほとんど捨てられているという。鹿の皮で太鼓をつくろうと思ったら、なめしをしたりとかきれいに取らないと、なかなかあの太鼓はでき上がらないようですけれども、子どもたちに命の大切さなどを教える意味でも、猟友会の方々や地元の方々は、子どもたちのワークショップや、小学校、中学校であのような太鼓製作もしたいと。特にあの太鼓をつくった方は、天川村の辨財天に、その音の奉納や太鼓の演奏をされており、実はその辨財天の宮司と、その猟友会の方や私の知り合いの方が、その音楽家の方と一緒に天川村から発信していこうか、そして南部地域の鹿を、今7,000頭ぐらい鳥獣害で駆除をしているので、その鹿の皮を使って、そういう太鼓を使って、それを広めていきたい。いろいろな鳥獣害対策にも、今言っていた鹿の太鼓でワークショップをしたり、南部地域振興にも役立てていきたいという思いがありますので、ぜひ福野移住・交流推進室長、その方とお会いをして、南部地域振興に役立てる一役を買っていただけるようにアドバイスをしていただきたいと思いますと要望しておきますので、よろしく願います。

それから、本議会の質問で高取城の写真もパネルも見せて、知事にもアピールをさせていただきました。その質問の答弁として知事から、自分も高取城へ登って歩いたと、やはり修復もしていかななくてはいけない、来年度の予算も少しですけれどもつけていただいたという大変前向きな答弁をいただいて、私もパネルを見せたかいがあったと思っているのです。終わってから自席に帰って、再質問したかったのですができませんでしたので、担当課として、あの知事の答弁を受けてどのように取り組もうとされているのか、お聞きをします。

○尾登文化財保存課長 山本委員の一般質問において、知事から答弁をしました。その中で、諸般の整備をより積極的に進めさせていただきたいという答えだったかと思います。

もとより、高取城跡の整備については、具体的には高取町からもトイレ整備をどうするかといった課題があることはよく認識しています。まずは国指定史跡ですので、文化庁、国の予算を引っ張っていききたいと思いますので、そのためには前提となります整備計画の策定が必要になります。ついては、新年度の早い段階から、この整備計画を早期に策定できるように、高取町と相談をし、実務者レベルでの検討を進めていきたいと考えているところです。

○山本委員 ぜひ知事の答弁の延長として、担当課として高取町とよく話し合っていたら、今言われた整備計画を早くつくって、国にアピールをしていただきたいと思いますと要望させて

いただきたいのですが、これは総括審査で、また知事にその意気込みを聞かせていただきたいと思っていますので、予定しておいていただきたいと思います。

最後に、これは全然質問の予定には入っていなかったのですが、太田委員の質問の中で文化財、(仮称)国際芸術家村、ほかの方も言われていましたけれども、その文化財の保存や修復などですけれども、ふと思ったのが、明日香村も文化財とは深いかかわりがありますし、橿原考古学研究所もあります。橿原市には昔、県立図書館がありました。図書情報館に移ったのが、私が県議会に出てすぐぐらいですから、20年近くになると思うのですが、あそこの跡はどうなるのだろうと思っていたら、間違っていたら申し訳ないけれど、文化財の発掘したものをあそこへ置いているのではないかと、そうではないですか。

○尾登文化財保存課長 橿原考古学研究所の収蔵庫が満杯となっていますので、いろいろなところにそういったものを置かせていただいています。

○山本委員 ということは、多分置いてあるだろうと思うのです。我々、あの当時、新米の県議会議員でしたが、知らぬ間に県立図書館が奈良へ行ってしまっただけで、橿原市から図書館がなくなったということで、大変ショックを受けていたのを思い出しますが、そこに今、言われるように文化財の瓦やいろいろ発掘したものが、満杯なので置いてあると。これ、いつかやっぱり処理してもらわないといけないので、(仮称)国際芸術村ができて、そんな保存の発掘のときの収蔵倉庫というのか、スペースはとられるのですか。このまま橿原考古学研究所の発掘をしたものを、そのまましておくのかなど。また、あそこの県立図書館の跡のことは、地域振興部ではなく、あしたの所轄になろうかと思うのですが、あの橿原公苑の管轄に関しては、それはそれで聞こうとは思いますが、その(仮称)国際芸術家村をつくるに当たって、全部集めて、そこを拠点にするわけですから、収蔵庫なども検討されているのかどうか。もし、されていなかったら、やっぱり検討してもらわないとだめだと思うのです。

○山下地域振興部次長(企画管理室長事務取扱) まさしく(仮称)国際芸術家村の中で、文化財の修復、展示棟をつくろうと考えていますけれども、その中で、おっしゃっていただいている収蔵庫というスペースは現在考えています。

ただし、委員がおっしゃっていただいているものを全てそこに集められるかは、橿原考古学研究所との連携、ネットワーク化の中で、どう考えていくかということもあると思います。ただし、(仮称)国際芸術家村では、まさしく文化財の修復保存を考えていますの

で、収蔵庫は当然諸室機能として持っています。

○山本委員 これはぜひ要望しておきたいと思うのですけれども、やはり発掘したらいくらかでもたまっていくのです。明日香村の発掘でも、廃校になった小学校へ入れていたり、だんだんたまっていく。これは、捨てるに捨てられないので、ぜひこういう国際芸術村をつくるに当たって、何かきつしよがなかったら整理はできませんので、橿原考古学研究所との中で話し合いをしっかりとってもらって、橿原考古学研究所と国際芸術家村の関係は、まだはっきり見えてこないのですけれども、要はこういうきつしよのときに、たまったものをきちんときれいに整理する、引っ越しをするということをしっかりと要望しておきますので、頭の中へ入れておいてください。よろしくお願いします。終わります。

○森山委員長 次、質疑等、ございませんか。

○中野委員 久しぶりで、教育委員会に胸をかりたいと思います。

道徳教育が始まるということです。こつこつと地道な運動を重ねて、やっところまで来たかという思いで大変喜んでいるわけですが、これはいつから始まりますか。

○深田学校教育課長 道徳の教科化については、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から教科化されます。

○中野委員 そこで、あるデータが目につき、教員以外の一般の方々の意識調査をしたときに、今決まっているわけですから少し後戻りになりますけれども、この文部科学省が決めようとするときに、いろいろデータをとったらしいです。一般の方の約7割、8割の方が、この教科化について、賛成ということであった。教員にその意識調査をすると真逆の結果が出たということです。データのもとを調べていただいたらわかると思うのですけれども、こういう結果について、教育委員会の方はどういう分析をして、どう考えておられるのかという愚問は、きょうはしません。次のネタにまたとおきたいと思います。宿題にしておいてください。

そのような中で、やっぱり現実問題としてこの教科化が始まる、先生方が授業をする、その授業をする先生方は人格、識見ともに、それはすぐれた方であろうかと思うのですが、長くやってこられなかった中で、この道徳教育が始まるわけですから、失礼な言い方ですが、こういう教員に対しての教育はどのようになっているのか、その点をお伺いします。

○深田学校教育課長 小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度からの教科化に向けて、道徳の授業では、今までの読み物中心の受け身の従来型の授業ではなく、考

えて、議論する道徳への授業へと転換することが、平成27年3月に一部改正された学習指導要領に示されているところです。

県教育委員会としては、学習指導要領の改正の趣旨や内容等を教職員に周知するため、昨年3月に小学校の全ての学級担任に小学校道徳教育指導資料を作成して配付し、各小学校において活用を促しているところです。

また、本年3月には中学校の全ての学級担任に、中学校道徳教育指導資料を作成、配付し、本資料をもとに研修会を実施する予定をしています。

また、道徳の授業の質的転換を図るため、来年度も小学校、中学校のそれぞれ数校を道徳教育推進研究校に指定して、検定教科書の導入に備え、問題解決的な学習や体験的な学習などを授業に取り入れ、多様で効果的な指導方法の確立を目指したいと考えています。

また、県では、これまで各郡市において道徳教育の指導的な役割を担うための教員を道徳教育推進リーダーとして育成し、その資質向上に努めています。

来年度は、この道徳教育推進リーダーが積極的に模範的な授業を公開し、各学校の道徳教育推進教師や学級担任の授業力向上につながるよう、指導、助言をしたいと考えています。

そして、道徳教育のかなめとなる特別の教科道徳は、主として児童生徒のことをよく理解している学級担任が担当することから、今後も道徳教育推進リーダーや推進教師、学級担任の連携を図り、道徳教育に組織的に取り組めるよう、研修の充実を図っていききたいと考えているところです。

○中野委員 ぜひとも期待をしているのでお願いしておきたいと思いますが、よく言われますように、奈良県の子どもたちは勉強はよくできるのだが、スポーツの能力が、今は上がってきたらしいですけれども、少し前までちょっと足りない、全国平均より少ない。あるいはまた、この規範意識に欠けるというのも、大きな問題になっていたわけです。これは皆さん、ご承知のとおりです。

道徳教育の教科化が始まって、1年、2年はともかくとして、数年たって、やはり道徳教科化をやったがために、この規範意識も高まったという期待をしているわけですので、よろしく願いをしたいと思います。

あわせて、もう一つお願いしたいのですが、そういった教育の現場の視察もしてみたいと思っていますので、機会があればぜひともお誘いをいただきたいと教育長にお願いを申し上げて、質問を終わります。

○亀田委員 また教育委員会に、保健体育課の取り組みについて、1点は要望で、もう1点はお聞きしたいことがありますので、少しだけ時間をいただきます。

「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の106ページ、体力向上ステップアップ事業が新規事業で上がっています。先ほど、中野委員から体力が少しずつ向上してきているということです。今回も新規事業で小学校20校とあり、いい取り組みだと思えます。新規事業だから20校程度で今おさまっていると思うのですけれども、平成29年度に実施し、効果等を検証して、さらにもう少し広げていただく、小学校の子どもたちの体力向上と、運動に親しむという目的もあり、ぜひよろしくお願ひしたいと要望しておきます。

もう1点、お尋ねしたいのは、部活動のことで、学校現場で働いている教職員は、その教科を教えたり、担任を持つと、そのクラスの運営をしたり、研修を受けたり会議をしたり等々も大変な中で業務を行って、さらにつけ加えて部活動の指導という状況にあると思うのです。部活動を専門にやってきた、例えば保健体育の先生で専門種目を教えるという方にすればモチベーションが上がるというか、クラブ活動を積極的に取り組んでいこうとなるのでしょうか、なかなかそうではない先生方もたくさんいらっしゃる、スポーツを専門的にクラブ活動をしたいという子どもがいても、それを専門的に教える先生がいない、土日試合に行かなければならないなど、教職員のいろいろな負担もあったり、やりたいけれどもなかなかできない子どもたちもいるのかと。小学校でやっていたけれど、中学校になると、その部活がなかったのが違う部活に入ったとか、部活動できなかった子が地域でやっているスポーツクラブに入って、野球やサッカーをする子もいるのです。そういった部活動の取り組みで、今年度も上がっていますが、この地域スポーツ人材活用支援事業、要は専門知識を有する人を登用していく取り組みもしているのはありがたいことで、たまたま昨日、文部科学大臣が発表された中に、部活動指導員の制度化について、学校教育法施行規則の一部改正があり、内容は何かといいますと、地域のスポーツ指導者は、職務として部活動指導を行うことができると。

目的としては、子どもたちの技術を向上させること、教員の負担軽減を図ることが目的で、具体的な例を挙げますと、今までであれば、競技大会の引率が認められていなかったものが、その学校の先生ではない、スポーツ指導員が単独で引率ができるようになるなどです。私もまだまだ知識不足で、そのためには関係規程をいろいろと改正しなければならないと書いてあったと思ったのですけれども、現場の状況が大きく変わるのではないかと

思うのです。教えてほしいけれど教えてもらえない子どもたちがたくさんいる現状を保健体育課長にお聞きしたいのですけれども、どのあたりまで把握していただいているのか。きのう発表があったばかりで、どうするかということまではまだわからないとは思いますが、こういう国の方針が変わったことを受けてどのように取り組んでいくのか、ご見解をお聞きしたいと思います。

○吉田保健体育課長 委員がお述べの部活動の専門的指導者がいない学校への支援等について、従来、本年度は文部科学省の委託事業を活用し、運動部活動の工夫改善支援事業を活用して、本県中学校では19校20部、高等学校では14校20部に対して外部指導者を派遣してきているところです。

先ほど委員がお述べになりましたように、昨日、文部科学省で部活動指導員についての記者発表がありました。県には、昨日昼にメールで通知文が届いたところです。

今回、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校による部活動の指導体制の充実を図ることを目的に、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布されたものです。

通知では、部活動指導員の具体的な職務や、部活動指導員に対する研修のあり方などについての留意点などが示されているところです。

今後は、部活動指導員に係る教育委員会規則等の整備についても検討していく必要があることから、他府県とも情報交換を図るとともに、教育委員会の関係各課と連携しながら、協議を進めていきたいと考えています。

○亀田委員 常々申し上げていますが、スポーツや文化活動のクラブ活動を通じて人間形成していくことは大変大事ですし、学校の中でのクラブ活動の位置づけも、非常に大切だと思うのです。

どちらかというと、普通教科が苦手で、なかなか力を発揮できない子どもでも、部活動をするとうる子どもがいる。その両方をうまく活用しながら、子どもを育てていくことも一つの大きな要因であるし、先ほど中野委員からもありました、規範意識を高めるためにも、スポーツや文化活動の位置づけは大変重要であると思っているので、今回国で変わって、県でもこれからいろいろ検討していかれると思うので、そういった効果もあるし、逆に、スポーツの裾野が広がるのではないかと。今までできなかった子どもたちが、さらに外部の指導者に教えてもらうことによって、スポーツから離れなくて済むなど、競技力を

上げて、ひいてはそれを一生涯続けていけるスポーツ、親しんでいただける環境ができることにもつながっていくこともあります。通知が出たばかりで、なかなか具体的なところまでは難しいと思いますけれども、ほかの都道府県の様子も見ながら、できれば積極的に取り組み、奈良県の、要は体力の向上や規範意識の向上など、それこそスポーツの振興につなげていただきたいと思いますので、それを要望して質問を終わります

○岡副委員長 4点ほど質問をしますが、大分時間もたっていますし、できるだけ簡潔に質問しますので、よろしくお願いします。

1点目は、地域振興部に動物愛護の件で、今回、犬、猫の殺処分を減らすということで、新規事業を立ち上げていただいているわけですが、このことについて質問します。

まずは、最近の犬、猫の殺処分頭数はどのように推移しているのかが1点。2点目は、その事業の目的と、殺処分ゼロに向けて今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをします。

○北村南部東部振興課長 犬、猫の殺処分頭数のお尋ねです。

今年度、平成28年度は、まだあと2週間ほどありますが、本県の殺処分頭数は、約1,500頭となる見込みです。昨年度の数字で比べますと、約100頭減少しています。また、アニマルパーク振興室の動物愛護センターが開設した平成20年度と比較しますと900頭余り、率にしますと約4割減少しています。

殺処分の大半を占めますのが幼猫です。殺処分のうちの約9割が猫で、そのうち幼猫が9割の約75%という状況です。今後、さらなる殺処分の削減に向けて、その対応が喫緊の課題と認識しています。

幼猫は管理や譲渡できるまで育成するのに、3時間ごとに餌を与えるなど、かなりの労力を必要としますので、動物愛護に関心の高い県民や団体などの協力を得て、多くの幼猫の育成と安定的な譲渡体制を目指すため、この動物愛護ボランティア等の協働による動物譲渡推進事業を今年度、新規事業ということで創設しました。

全国の状況としては、殺処分頭数が少なく譲渡頭数が多い自治体の中には、引き取り、保護した犬、猫のうち、譲渡可能なものを非営利の動物愛護団体に保管や育成、また新しい飼い主探しを委ねるといった団体等と協働体制を構築している事例も多くあります。

本県の状況ですが、このような団体がごくわずか、犬と猫それぞれ1団体ということで、殺処分を相当に削減させるには、行政みずからがさらに取り組みの充実を図るとともに、動物愛護の意識の高い団体の発掘や育成も課題の一つと考えています。

本事業は、そのためにも有効であると考えており、一層の殺処分頭数の削減に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○岡副委員長 詳しい話を、ありがとうございました。

非常に努力をされてきているわけですがけれども、特に今話がありましたように、幼猫の問題が大きいようです。多分、その団体の一つだと思えますけれども、ある団体の方から、このことについて、ぜひ県としても殺処分ゼロを目指して頑張ってもらいたいという激励かたがた、私に対しても要望が参りましたので、あわせてこの場で質問をした次第です。人間はもちろんですが、動物たちも同じ命を持っているものですし、やはり生まれた限りは、動物たちのその人生を全うするような環境をつくるのが、命を大切にするという教育効果もあろうかと思えますので、ぜひ頑張ってもらいたいとお願ひしておきます。

2点目の質問は、先般、国では民泊についての新しいルールづくりが発表され、かなり緩和されており、そのことと引き合わせて質問します。奥大和地域には空き家がたくさんあり、これらを活用し、場合によっては宿泊業等を生業として定住してもらえるような政策であるとか、今回の規制緩和との兼ね合いの中で、これをうまく生かしながら定住促進につながられないのかどうか、その辺についてお尋ねします。

○福野移住・交流推進室長 岡副委員長からの質問は、1つは、民泊の話で、今国会に多分上程されるであろう住宅宿泊事業法だと思うのですが、これは年間180日を超えない宿泊業を行う場合は、旅館業の許可が要らない届け出制ということで、この件に関しては、施行は1年以上かかると思っており、旅館業担当部局とも調整しないとはいけなと思っています。

それは今後考えさせていただきたいと思っており、副委員長からご提案いただいた件については、奥大和地域の数多くある空き家の解消にもつながりますし、宿泊施設が不足している奈良県の、特に南部地域の不足の解消にもつながります。それから、もちろん地域の交流人口が増加する、移住者がこの事業をスモールビジネスとして行う場合には、所得の向上につながるので、三方よしと考えています。

ただ、その場合に、空き家に関しては、すぐにそのまま使える空き家がかなり少なく、一定の改修が必要になる場合が多いと思います。県では宿泊施設を創業する際に必要な施設改修や運転資金に利用できる創業支援資金という制度を、産業・雇用振興部でつくっており、これが何と融資利率は年ゼロ%で、保証料も無料で、担保もなくて、連帯保証人も原則不要という非常に有利な制度になっています。この制度をしっかりと周知して、ご相談

を受けたときはこのような制度も話しながら、そういうこともできますという話はしたいと思います。

また、県では、今おられる奥大和地域のご高齢の方を中心に、農家民宿の取り組みを非常に推進しています。県下の農家民宿が非常に人気が高くて、現在26件の農家民宿が登録しており、インバウンドも含め、かなり稼働しています。農家民宿も、また同じように地域への交流人口が増加して、お金も入り、皆さんがすごく元気になれるということで、離れや空き部屋をたくさん持っておられる人たちもすごく有効活用ができ、定住対策として非常に効果があると考えています。

今後も奥大和地域の市町村と連携を図りながら、空き家を活用した宿泊業、また、農家民宿の取り組みも広げて、奥大和地域の活性化につなげていきたいと考えています。よろしくをお願いします。

○岡副委員長 この話題は、以前から大変悩ましい部分もありますし、また、これからしっかりと取り組んでいかなければならないテーマでもあろうかとも思います。いろいろなハードルがあることも存じ上げています。消防法の問題や、旅館業法との兼ね合いなど、その辺をどうクリアしていくかも課題があると思います。

片や、比較的クリアしやすいのが、話が出ました農家民宿です。これが比較的クリアしやすいので、今それが先行して多分進んでいるのだろうと。特に明日香村も、結構これで成功している話も聞いています。そのようなことで、とにかく山間地域、奥大和地域に、やっぱりまず人が住んでもらえる、住み続けてもらえる仕掛けは、やはり経済です。裏づけは経済がないと住めないわけで、この空き家の問題と絡ませながらも、しっかりとこれからは県としてもいろいろな方策を研究しながら進めてもらいたい、このことを要望したいと思います。

それから、教育委員会にお尋ねします。

1つは、以前、私どもの同僚議員が質問して、答弁をいただいている件で、また先般も太田委員が、学校のトイレのことで質問されましたけれども、そのことについて、改めてお尋ねします。

前回に教育長のご答弁の中で、教育委員会みずから調査をするなど、把握に努めてまいりますと。特にトイレをはじめ、県立学校施設の整備に当たっては、これまでから各学校での優先順位を踏まえ取り組んでまいりましたが、今後は生徒の健康面や快適に利用できる教育環境の整備を図るといった観点から検討してまいりますと、このような答弁をいた

できました。全くそのとおりだと思うのですが、実際、このことが今どういう計画で進めていこうとされているのか。

といいますのは、きのうの太田委員の質問も当然だと思うのです。防災の拠点となるところは、やはりトイレを洋式化しておかないと、いざとなったら大変ご不便をかけるということで、重点的にやることは当然だと思うのですけれども、私が、それよりももう一つあるのは、今ほとんどこの家庭でも洋式トイレが普通になっていて、和式のトイレは、子どもたちはなかなか使う気がしない。現在まだそれが半分以上を占めている学校がほとんどであるという現実と、子どもたちの感覚とのギャップを、教育現場としては放置してはならないと思うのです。一刻も早く、そのトイレの改修に手をつけてやっていかなければならない。教育長もおっしゃったように、健康面や快適面で、価値観も変わってきていますので、取り組みをするとおっしゃったと思いますけれども、この辺について、現時点でどのような計画をされているのか、教えていただきたいと思います。

○香河学校支援課長 県立学校のトイレについてです。

現時点で、県立の高等学校でのトイレの洋式化の率は、全体で27.1%となっています。もちろん、小・中学校等のトイレの洋式化率も全国平均に比べると下回っているという県内の状況であります。

前回の教育長の答弁でも、体調面等々も勘案した整備計画をという話がありました。そういう意味で、空調整備等もこれから取り組んでいく必要があると考えているところです。

まずは県立学校のトイレや施設の老朽化等も含めた実態の把握が必要と考えており、各学校とヒアリングをさせていただき、その中で問題点をもう一度整理していきたいと考えています。

○岡副委員長 多分この場で言えないことがあると思うのですけれども、先ほどの粒谷委員の発言の中でもあったように、基本的にはお金の問題が大きいのではないかと思うのです。やはりこのお金の使い道は、私は優先順位があると思うのです。それと、その時々に応じてニーズは変わっていくわけです。県全体として、予算の配分をするときに、早くしなければならぬもの、急ぐもの、また、当然責務としてやらなければならないものについては、その配分をしっかりとやっていただきたい。

私が一番大嫌いな言葉にシーリングがあるのです。国はシーリング、シーリングとよく言いますし、県でもその話が出るわけです。予算を組むときに、シーリングでまずこれだ

けカットと決めてから、絵を描きなさいというのは、手法としては一番楽なのです。けれども、本来あるべき姿は、国民から預かった貴重な税金の使い道の優先順位をどうするかという議論から始まるべきだと思うのです。

今のトイレの改修の件で、県民の皆さんの気持ちという観点から考えれば、優先度は非常に高いものだと思います。先ほどの空調の件と一緒に。だから、ぜひお願いしますが、財政担当も、くどくなりますけれども、ひとつ今後のあり方について、財政の配分の中でしっかり考えていただきたいとお願いしたいと思います。

次に、話が変わりますが、この間、私が質問をしたことに関連するのですけれども、今度は特色ある学校づくりの話の中で、二階堂高等学校に今、美容コースを設けていただくことを決めていただきありがとうございます。

そのことについて、少し気になったことがありますので、追加で質問をするのですけれども、具体的にあのコースに入った場合、まず1つは、費用負担はどのような構図になるのか、高校生としての部分と通教生としての部分があり、ダブルスクールになっていますから、1年はずれますけれども。多分あれは高等学校を3年で卒業した後の1年間は、通信教育を受けながら働くことも可能だと思うのです。その辺についてもう少し詳しく説明してほしいと思います。

○深田学校教育課長 二階堂高等学校のキャリアデザイン科にかかわってのご質問です。

3月7日の代表質問で教育長から答弁したように、二階堂高等学校とル・クレエ榎原美容専門学校との協力連携協定に基づく取り組みが来年度からスタートします。

ご質問の通信制課程に係る費用の徴収については、専門学校に係る経費であることから、高等学校の費用徴収とは別に行う予定をしています。

その内訳として、3年間で必要な経費については、授業料が月1万5,000円で、3年間で約55万円、これに諸経費約5万円を加えて、合計60万円となっています。これは2年制の昼間課程でこちらに変えますと、大体約180万円の経費が必要になります。また、通信課程の通常の学費として、約87万円です。

また、専門学校の3年目については、報酬を受けながら通学することになることから、これまで経済的な理由で美容師を目指すことを諦めていた生徒の進路の実現につながるものと考えています。

○岡副委員長 よくわかりました。大変明るい話だと思いますので、美容を志す子どもたちは非常に喜んでくれるのではないかと思います。以上で質問を終わります。

○森山委員長 ほかに質疑等はありませんか。

ほかに質疑等がなければ、これをもって地域振興部、観光局、教育委員会の審査を終わります。

あす3月16日木曜は午前10時より、くらし創造部、景観・環境局、農林部の審査を行います。

これで本日の会議を終わります。